

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

刑事訴訟法改正関係資料 昭和二六年

590 - 1

= =0 = = 九 7 田田 三 7 五 (代架) 聖家職員《管輕之成外《職務執行についる 十二権利保釈について(第五十二) 二十 十四保釈取消等の場合の緊急収監について(第五の五) 十一二法第一九三条第三項により捜查の補助を行う司法 十三保釈取消 (代宋) > 訴訟費用《負担《免除手続 何留執行停止取消につこて(第五本四) 昭三一三一代東 昭二十二二三 昭七二二三 昭三十三一代東 昭二十二二九 昭二十二一五 へ九八条) 590 - 3

E = = 0 加 11 t 2. 身体の拘束をしている被告人又は被疑者と弁護人との接見 刑事法小委員会で審議した議案目録 刑事法部会小委員会の議决した議案 交通〈第二《三〉 (代架) 三起新前《何留期間(第四二一) 十公訴棄却管聽達。楊台《公留状》失効制度(第四色六遠捕も前提としない被疑者《公留(参考索)形云言 四何留期間更新。制限についてへ第四。三) 正誤表 散高挨宋 (甲宋) 昭去二五五 昭七一三一最高旗位果 昭二六一二二五 昭云三八 昭二十二二九 昭二十二二九 590 - 2

三九 三八 三七 三七 三三 12) 三三 三五 三四 (代軍)三土控訴審の構造につこて 三十一控訴家、構造について 三十一控訴審の構造について 一八 有罪《陳述上基《簡易公刊手続 三土控訴審。構造 控許審《構造、関する改正家(出射察)三土控訴審。構造 昭云三百日縣布員宋 控訴者。構造について 刑事訴訟法第三百九十三条改正要網 日本弁護士連合会提出 吉田常次郎 昭云二九 岸盛一 昭二七一つ二七 昭六三三三 昭元二二二 昭二六一二八八 明二二五 昭二十 昭六三三三 について

590 - 5

20 ニカ 二八 二十 一七 五五 二五 (代宋) (代架) (代架) かいゆのとし、且つ簡易な証拠調手続の特例を設けること 二十五 緊竟捜索差押及な検証について(第十二) 二十八有罪の陳述に基、簡易公利手続について 黙秘權告知制度に関する規定を改正することの可否に 二十八有罪の自認をした者については、依聞法則へ適用な 関する各方面の意見要旨 の可否 二十二速捕時間(第十二) 三工供述拒否權告知《制度〈第九《一)昭二六二一五 昭二六 一二二五 昭二二三 国藤本员東 昭六二五 昭二十二十二 昭六二三三

590-4

五四 刑事訴訟法の一部も改正する法律家 刑事訴訟法一部も改正する法律緊然照条文

田田五三 里七 五0 四九 四八 田七 四三 中十六 一覧表 乙東 法制審議会刑事法部会刑事訴訟法小委員会審議経過 法制審議念刑事法部念委員 幹事議席表 三四号留监被告事件 三十三 昭和二十五年六月一日第一小法廷判決人昭和二四年新四第 三十三 三十二 三土控訴器、構造について 略式命令手続について(第二十六)昭六二二五上告受理申立制度について(第二十六)昭六二二五 略式命令手続いついて起訴状謄本、送達制度らいて 昭三一二 明二七 昭二七一三一 昭二六二、一五 昭二十三三

590 - 6

590 - 7

3 十十十十十五五三十九文五明三,一十九八七六四 

級疑者 七弁護 の境見安蔵(詳ニノ

かの何 發 箭 行故 - 0 等头 576 tur Rt / (91) 十度

ラミなっつい

其

7 五五

ノ首とノへ覧に の質觀

五五五三二一分中午子子五十二月

591

一年

## 龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center.

速从正 教務上路上監判総意期返太 行政告路旅祝罪部投班返 手入受募権高の伏敦間否列

二 七 大 大

の故事自事 苦口字由異蜜典認本差 M D つに例を重びー 7 H 7 G ~ 蔽六一 第 則

变 等で集合

の平本型 つ無豆

100 **公成贾敦昭上班上** 祭教 九本 ナマル 百五 花七 前 五 会 汉 有左 され数 刊本

二 故 致 事 とご集体の 均 よの年を受 0 18 の件=サ KKOT すっとり 0 4 4 0 て常瀬 甘一 凄 人 ※ 第 夏 だ 既の又 三 三 定 被 九九片製 在 在 3 看 華ると 政一馬辛養正提合養高 ~ D & A & 现合と 度もの たくは原 かいいかい りは見写器 10 艺频 至 4.

乙〇列甲羟 業新 0 母醫 斯 W 0

下数起宴入事 旅 = 松 波 號 肃 0 故 E o Y. A 泰第 瀬の 四智是 長期形を H 故 00 6

(つがい できる。世界 訓訴 0 11 0 N 0 5 号法管 五十の第前 - = M あ入朝 の算 ٤ = 支は、大大は 土 重 典 り 上四 舒 麗 姐 U 781 TE = 16 十長 H + 纵力 内 二 七 本 是 910 長 寸 點 00

12

遊

0

4

B

E

0

8

判又 大型 の処役

593

五たハモスニ 592

田 五 五 二 五

被疑者が、 衛石と 類 の節段又は景郷にあ

玄実行し、又は矢北としてこれに知 放装者が、 多衆の基心している機 功したものであるときへ

187

・で、だのあるの一にあたるとさは、 素例官は、成第二の八条第二歳に上 素例官は、成第二の八条第二歳に上 をあるのとすること。(法二の八条三 有) 特に置いて二十日以内ニれ至近長十百二とがで特に置いて二十日以内ニれ至近長十百二とができる場合におい

の開設又は禁錮

594

# 龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center.

お用検 前の義 カロ智智 世 湖 糖 14 日前客いて発見 かりとすることができる。 特に 文 期 てきる となりと 2 1 産長日遊客の清末 日年 皇 詞 至旗

跑 代

件切

11 被 許 案 類の主、 数異容は に事 5 7 = 上 生 聚何 市等 E 0 B 世 七十年

五五五日 マー族

595

を踏えることができない 変要があって、 複巻上地 しもののおとや 8 1のこと(同三典とからな のある の期間の最長は最上の 後春宮の請求と 70 検察官の

被员 看短 を飲 放水 NB はか 七十二公許

間とのき

長十つの変 判官はした長 級 致水粉 0 取 智 於 罪 至 前 事

套

外刊事に 事出知根 30 3 7 えること、(法第六の奏三世的次の宣告があつ圧場合と 頂芝 お第六の各第二項但書の改正)

0

のとすること。(法六の奏一項本文の必然提起と紹野又は公称提起後の知野東側表

00

政等

**被判所过** 兼員者 につき 決算六〇名第一項の里件い 凝異者の勾留 が存在する場合には

597

もっ類 十松叶 う察児 との期 一前末 虫 宋 7 1 = 0 11 11 美 混 教 第 宋 第 のの着 故事化 正龍っ ~ E 17 多で 田口 R b 切ち 0 0 2 34 17. 3% 5 果

年 別 2 4 ちはる歌

西利と と外二事 恵 3 流大野う男ニラ 5 項看 5 仁 茶 故 前 7. 族なのかりつの事業等は 満別。 きニニと 应校六日 里英品口 亦官仁被 あ日政策 3 E は東を新 直叉火车

凝 皆

判され

し被

复者者

リ、黄州の 臣教 7 19 被旅 展 に W. 0 钦 旭 放白 花前 以

M

598

大 與 類 何 有 類 質 為 別 看 に あ 所 の 東座加かじめ 関連加及び改正) 切割を取り南十に成 に際し を聴か なければならないものとする経飲の許る又は勾皆の強行停 こと 一放八上為、

五次うものとすること、(味) ・ はる易命を除く、)、 割金又は ・ 報報、免簿、 判の業験、利 新の最別の宣告があつにとさは、新の最別の宣告があつにとされ、人類豪昭(第三三八五条の改正)。 世 人 知智女は、その効力

提判長は 袋面長に勾覧状の無行を場

一成

安藤市秀宮又は司は整縣県真は、 な里がありときし、 又はその地の絵幕事券宮又は司は整縣県真は、 な里がありとき にその発行を求めることができると 0 15

593

3 旗

差

-散 法 E 4 三直 极 奎 (5) 衛五 行う司 法 智養 验 悠

碧 波 短 上海 15K 出 药 九 益軍 元 萬 4 0 我实 せの 華麻 於斯官 0) 答 胨 区の 放发 E . E 雅 岩 為 第 五十 加强 7 19 の段 寒 4 8

器

2 放 0 九 坊 聖 住 居 00 蔽 ハイダ 九 - # 14 \* 明芸 か 個 T A 市は 致 2 箱 刺 栎 欽 西新 . 37 と 版

E 防権 十一张 板 0) 2% 中市 AL.

教も 亡 0 15° 12 製う 夏出

IN IN 多年 SX まに 张 さん E E 500 5

実施数 LKK tt 英 祭 他の内 会して におり 功しそ E 0 五波 のカ での下 実行さ 是

证 推

体

又 激

H 者その

B

しお

力件

行の

状 塞

0 12

疑な

-) 30

た又り

0 +

古世記

質り

W 6

# 11

20

5. \$

0

概

则

Ė 本 8

水

\* 加星

K

放し数

n

3

15 11 -

k 松

3 族

里

0

9

郡

竹丁事件

につき審判

0

坊 放

KK 日女 名 2 12 は 別 岩 雅 100 4 H 於 拉 政 梅 展山下 被 20 % 互 被 日告九 1 が罪益を懲戒 炸 9) + 0 是版 3 7 8

0 馬合 展 0 加级

E

凝放坡 がかの多五盛 × 麻 3 E 疑 0 17

葆

\*

k

とがある

K

変

山

W.

20

聚英版

(四(年)(一)

△班 に不安 皇忠し 上 K 里 3 知識を斯 にだりの 相 古立 とな 進一的 前 与 がある の年

族 福 古五程 詌 とあるのを「 合な差由 と数 8

601

(D) (C) (C) 到 U 正保 E 液 養 を入が走到又は無関恋しく口 を入が走到又は無関恋しく口 なも人が差別又は無関恋しく口 なら人が五年以内に侵収を入の なら人が五年以内に侵収を別 なら人が、数害者どの他事件 を又は財産に不安を高せしめる なスカル条に ない、 方件把股際ものロン 行の事ともうのよる又の が変数も ののよる又の ののよる。 のののよる。 ののののでは、 ののののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、 のでは、 のでは なとがあ 白東京 あるとき。 あるとき。 の方相在な理のすると認め 及び五号の があるとき。 のため 602

### 龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

可消

款 99 OK ث 钦 禄 日天飲料は大 これを請求する お行体止 2. 取取 とますにつ きるもの 2 13 ること。(法大六条一項 環接による外、検察官を 0 改立 五 た

の 保. 告合取 を演 秋与 保又管 釈は飲 又は皆存 智 計 上 解 行 取 執止に行取つ 停消以 止事で

裸 の 得 消 中四一 1: 1: 4. おした質 10 E つき、何僧状を奏せられ 12

統 を被 古る人 財水に 客し最 \* 2 とのれス 特他をは 七5 越 七神 扩判 めのた智 世出き出 延 0 0 焬 神に 4 と認めら つき 利その 12 る者の 他の

し被 Ti-る意 行 种 St 12 8 1/2 出版され ・を有

III

段める 害以 を対称しない場合にお も、意流を要するどきは、

- 10

弊 孫

九飲

A BE 泰湖

果果

- 0

張合

もる質の のこの様 関係とと改様 \* (1) 12 3 満留る祖得よ こしより . 0 . - = 期 被 どかへれ関告 当なたら然人 もき人の頭に 、れる書了対 前たに面しし 損場盗はた保 . B 46 同にしてなる 3 4 6 5 15 4 限では り級句 逐步证 \* 10 か を 我 公 旅 行 ○ 監 棒 ルす止ー 至る成 赤 ? SK 3 8 7 なが明 17 6 3 n 3 n 出为力 在台版 12 4

もの又験 掘 及何などは第 報いす句官 张 隆 了理 足と た合 と合加 佐 世度 \* 15 - N 網起 古舟 VK TX. iA. 16 又

=

四代

北縣版一 条 准 世界年 A - 0 は 敬 数 \$ 10

り報句面 人の米九軒 40 中かを飲 す 期比比权行 n 3 をるがで頭傷 赤 己取当に合 3 32 さどりなたの なが消いめ緊 秋 ける 3とる点 れられる書歌 3 15 3 1: れなら前 首 to らの又後然つ 資場などは素持い ど合いす可容して 用にもる皆のなっ 想知のこの指いた といとと数極場へ てす。行に合意 る、る個棒まにい こしまりお 備 5 . 0 . 0 と定 " 2 期 報 て ~ X 一礼間专力 町変えらか人 右分八の両に急 出校「書茶は」 \* 政 に 断 し し を リ選はた尿薬 演者 旨秋し 下 生 岩 3 -42 き歩して 3 11 4 0 X 限ては古

亦弟 すも CE 12 A 於 葵 でエ 当 項 な 中 (1 7 2 \$ 也 進 15 5 改出 めるは 3 0)

康

考

全 法

83 =

极 勾 10 最 31 句 書 秋引 ののし 警報だ 暑を人 に受の 2 日 身 th to 柳 を証の 智人芝 置女器 す技 る送 1.9 0 2 2 11 \$ 31 る歌 とた 八場 洁点 五劫 本て 12 122 - 4 雅 松 直馬 10 3 4 4 12

大

23 六 0

よ吸入 世のの一りを出 受 號 好卵粉四あけ費 をあらた用 にか証の じ人前 最部 to 加 的 K 拉 せの者し族会 贵田 日の 者た 及的 U 3 窗蝇 St 12 料花 8 5 支る 放 7 2 3 0 2 6 2 3 松竹 4 61 3 場 3 4 6 1: 0 12 2 . する 3 00 二 請

宋

当た 与 貴新一 に 写 無 程期項法 以分支六 け受 出一日建 丁 选 歌 黑 出 又多 微 11 4 0 党步迎 百万要 E 3 N. 12 F 8 4. 10 4 11 6 4 証きつ 言るた 0 8 聖 de 起 起 裁 き歩利 三 1 10 1 운 11 前受 日日前 支九 始者支 L 放動 お正し

605

春収 句 句 報 数 の の 報 右すだ 一所守べ留 同はをき置その運動 存 命程の 動物 在 寸 死 分 款 告 度 . 1: 2 4 0 17 度 この数を R はいていたのに止 状のに止 れて でもつう 足きかの \* 7: 12 管必ら対理要のし 有 K と . を する と と 後足 佐 こと という と表 同り 右可戴一枚 选 判 六 な 前七さ はみれのた 85 0 1: 256 買敵政など に歩至き被人しは the

古人

1 12

又被

11 12

教経を

3

6

0

4

る一質

ど頭の

法运移 四度の

九色返 の存置を

034 改数した

~ 0 IT

张礼

17 15 10 %

9 5

v 12

法世事

如る

九二 0 4

0 12

1 4

3 1:

6 W

d) 100

**免 六 由** 

122

捉

16 女

国選弁

10

た許

松贵用

九班

606

0

族

50

#### 龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

+ 4 なに会 2 国者 世五日は大年大 で強し き人ては 1 2 の始員 とす世 すべ見 るる際の と黄中 # 进 日 ~ 嘉油 〇 に料り 事なる DI 186 1 たす、利 14 0 一部な具祖 3 18

言機を が が か が か 責 で 17 3 めた用用 と我のの 間と対今級 とっしず 三法全名 十五部世日の内利 1: 0 M F 近条验言 長一黄い波 1: 1 改った数 一判十分 D. 16 载 数 纤 裾 免るる 0 8 中立をする とその

0 (法五 = 液 02 正

EB =

0 3

裁 12 坊 坊

の裁黄黄

教判用商

行所のの

のの負員

見視担似の

の中立をするれ

ですることができる。 食因の

る群た

ものとするのとする

を完納することができないの全部又は一部について、 すること(五〇〇茶一項)

. + 2

22 22

607

#### 龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

1/2 な対 机塘 15 0 なり立 ないる 0 30 ビガ用 8 00 2 1 と祖 4 8 2 4 0 3 茶 数 = # 獎 於 ~ 7½ · 建 た後三十日 17

TES

費用 校園 FRE 夏 以 或 加外数 さの利せる取 水下 正の ど式場 京 弘 众 THO 3 の前 る辨飲 七米黄 0 8 11 と歌め り発 一场 温 合 A 11 107 本本 00 改力 正江

調 法仁法二一并基 し一次 极九边 說 A 拒 二事去百夜宴茶教 1: 二卷 5 改閱看知 1 5 0. 自致机 己的度 不被坐 利疑九 甚者, 2 12 OK. 後軍官 は 11111 檢那事 が有方 5 11 6 司 のほ どり る職 其 0

165

ES

T 12

る対象二常

选 利 换 扭

九な事機

人从系志

改多谁。

こる 裏たの

の 英

在 被

い 長

2 者

E . DK

告 胡

TE BR

n L

1 100

NO.

K

12

T 11 ~

= 8

項幾

の意

- 3

官社

寒 雹

官和

又の

12 91

可度

张 杂

+ 1

す我の る判督榜選 官量家館 12 本 智 時 · 干公又間 の 要 13 一 事下司學 由め法十 5 3 卷 . 政か第一 明してかい を 第 間めの 0 3 = 3 基 限半月 の水至 近で東 旅い五 水 特 基 す列の るの野 2 事 助 中国の であ根 3 3 18 8 8 13

00 6 游泳 81 長者 M M しき枚のは軽

3 と時前 門 請 限力 1) 8 处 \* w 17 \* + 1: ろ八載 B 21 世間官 の天一をは 五类如節 上九請 な水 000 五美屋 の支条国出 て あ を足る 新長と 設 寸 起 ~ ~ 0 . 4 2 野ど 101 n 11 91 医前 を項 建 17 め足 3 8

おお官 = 13 3 0 1 三 法 茶餐 乃東 \* 15 の事 路 变 周 展 の 12 関 统版 3 4 2 张 0 40 0 か得な 二 車 3 楼

509

608

- + K うほに ころ すれの 在か = 0 3 11 のつ前る、よ後と終前る判督検遣 項の前る。 二た項も勢つ家が問頭こ言者来源 とた項も於 項とにの事で官で作のとにが言は 三とにの森 至多定 七官祭又 五日讀 "守田又問 項色度世界 三もめずは二はる限点 0 8 17 -ともめずは 頭でるる。の可もりを 事で可見 ひ・るる・ と前軍 こ数三法 の・臭 由あは十 ・前事で数 し項情と判るなと二17 至为禁。 阿項情之門 K 13 で容乃家す十た 歌が第一 項片に一管 河門1 17.至員 名四乘 明世界一。 中門士 順様つ **サ基於 ご訴判** 一様つ 中とて の二、下間島 てか 育とて - 1 . 事 0 天 \* 5 13 . 5 % 源了. 前る茶 由五英八起 明次二 11. 分取 至年 以入新 間のの 政力事上なポ のるる 350 明時後二いの 制じ茶 3- 5 あへ希 し間 の新星 限と及 D. 32 26 3 34 0 ての交易医由 力がび と上の カユニ 制道条件於 延丁弘 を二の 被限ののであ 表之二 前のの 被 つの井 最に関ニ足る 270 五六時 首亦問 者佐藤を長と 強い田 項品間 二条の のうそ新する 京特泰 4 00 00 項の影 句この設べめ す門の 10 10 - 01 質とんしきる るの時 改成限 日本日 200 2 事間 四 七 清でか 問き と歯の 马二般 10=3 米もむ \$ 12 本於智 る道言 事作智 44 であり . . K るか得 既前 当る内 ム 12 4 12 00 と次 21 15 KEN 日本地 I T. 定二 02 7 京石魚 の13段 to 3 現な でき情 3 00

16

さ物型はこ お年官び秋 へ 現在 と と か と と か と と か と と か と と か と と か と と か と と か と と か と と か と と か と と か と か と と できる。 一日人は一八年月日 凝禁 判姻差一 害 神 令大夜 状る唐 水のは チハがろろに 正にき着麻 数加工工 TE 00 11 SE 廿一七颗死

n 以前世前 10 五 五運

-粉 = Z

校 缸 15 11

二十五 馬搜索若押及 or

14 状を所持しない場合においても、急速を快察官、検察事務官又は司法警察取員は 2 光神 し合 改 搜索 2 14 DC 3E できな いとき

617

皆は H て 频 . 4 と母こと皮 きける CK 上対 57 6 To. さかが 6 25 のなせ 7 5 りかれて 13 一方者 = 2 ガーかを入今 不され 战 0 左進 切 けるなの 學古

令減の 以外 原蓝 \* 雅 蓝 好項 祭 ひと きばっと たさは . 3 0 急性五

新かとあり 在 计 打列検 6 IF. To. なさかなけ 1/2 5 1 な物場もるこ おえた かこ 6 2 き対は の表 2 4 山药法 さななしき場象 , m , H 0 現ちのなさいい 江 てだ 老 2 の我も 物列の 龙 2 上対状 34 文料しに 盛 助为え合武 一ころ状業

60 \$ 85 为部 \* しは 世 长 X 物石 H 五里 村 P.T

II 彩 湖又 H 無期點 くは長期

とが図看て上 古 1 030 せた様 2 胜 塞 の選根 盾取事と若 田學し I nK つれ処人革あこび、は明ら合の三ろれ被親禁 殿事件 周 2 判細 サスさ有 のあ がかの K できる を ある お お の 皮 面 で も ば る 物性为 ~ 07 R k \* 建 め同 かこと 蓝 0,50 KEN 断き 2 らる看が者 香香 Ko. き転 ちす又 11 10 生 王 は 於は花 7 2 石田勝知た 5 6 8 ☆ 卷 10 4 瘦 ものくけお の知はるい

のは場め E 寸中 K 护性 る者 スロガス . 5 老石 3 白の 治改 の場 H 100 B J 36 35 xK 2 11 7 3 者の場 上何 人に対し 前所为 9 17 6 市 なく 7 彩 いは 左告けばの 8. 許可を得ないできる To 计 柱 箱 環 が発生だな 4 8 4 30 10 12 + 2 3

を移 个 剪 0 13 n K 加 変更を 11 看 12 れる 歷玄 させること カニと ができるものとすること

送し押え - 15 0 17 27 条北の日 丁压等 與 与 至 今日は かを受ける者はいちのとす しの水ド KI 五万 K フス関 ド我利害の今ばを求めてる 石 れだ代るできた」

613

用大

然ものけて HE 問 液 10 9. 18 亩 DE 75 0 E

一米超十

と、元き数よ調・ 到る例う手府 に 及る ないのの 天平 男 野白 男 男 野 日 市比許使 市比斯校正五日 に明の創けた つす朝設る者 いる様すこと 7 6 20 はの感 こすたと 9 る様 思手機と 流に 1 = 就 ろれ最 = 2 200 下 用 哲 15 图 丁进及 70 OF 0)

下州会死 相 起 K の左訴的 取の状を 調整ドラ 作件就事 移の蔵件 哲部扎外 となる方の事 及图件 告 すす 及の なると、なると、なると N 5 15 20 で場 さらに海が 9 港九 p -することのをがこ 老 XX 質 凝 定 たと = 0 きは遊 本元 の関張機

も被の 8 35 る許田 . 0. 斯系 0 由方意 其 府 0 11

614

あるの用 署系の 府方分 罪度丁 0 1 3 自でと 報さ無 8 3 3 しとおれ

4 3 2 哲湖と 34 · 并被 篇 O. 留 = 怒人解 の四 AK 古史 E 1 K 2.00 提る 妨 出場 げそっぱ しかなので たにい金有真 都罪史 さいし DE 0) 15 前代 z h とす機 \$ 10 3 9 9 3 でと、 to n k あるこ

現成

周又

孫。は

5 1

〈当規 返被 ことが、 - 0 = 唐 KK但は耳特於か 3 さすを研ぐ検判け 加國と無廷ろ 下 為 被 由 證 なが、独 告人 カー、然りは素代でて 持の理 An. 医波 2 は 行 排 サリニカカ るも 0 思の方 具 Ł 12 方方 変 変

0 -KTŁ 黄え 液 る則へ・ 观 才元 \* 0 0 直

節の親と前 4 包 の明は福利 DE 0 1 つ基何書 はめ有若 3 くれる 地方 翠波真深 200 8 灾朝 3 す 15 15 为及接 こする 然とら古 めでを表 Ł さめ定 3 12 はリス とは 於部形後 2 め断に る状物 . F K 11 料被了記 の現ると、一般などの現ると

す級る 200 前极 35 3 10 0 决 等 首 2 皇 K e 9 00 項火 き証方 K 1 2 な物き 日割れる取 \$ 8 万 証り 0 L 京政政 となっ調 THR E 75 万利上座片 さなないまなはない 3 15 3 となる へをそにら 法りのつな ニも渡りりい 突が T 60 14 0 50 2 联刑上 茶し の・りのす 改領清量る 正前されに の 転形で の は 表だった。 の は まとさる。 の は 二老は養法 · 4 = 00 項旅ににの E & -级

動室の 7 5 別え の量史の量史 # K 梯 K TK \* 3 00 茶 資 0 料 2 11 观の 才七 定取 きは単ド 2 用つい . 杏 で 横の もば 三部の、 能と証 スした 0 変更を 规 の報なに 二本お問 20 3 3 0 展 の男族 8 岩 给二 し以九 方人 はり茶 7 旗 て及び 能 五张琴三

刑 4 3 K き、対す 3 一部为 四 贵 又料の H 0) 衛条 取する K 07 横上 邀 \$10 B 网派 鬼 X 12 21,4 500 粮 世 k 黄 0 OC で武 突然 左 いもり の方さ

3 場 自一除 施 9 故 IE.

- Th 足利斯 12 6 器 0) 3 张 判状 波の 0 三块三 \$ 波 五 3 茶 II す . 3 K 逐罪考 85 DO LA TSK 3 15 \* き万 事源 生の 15 及组 OF BE 波 15 因蘇受損強 今の選 H 老鬼

赤さ

有罪答 神 版

भा श 7 12 年刻被 のある 禁七

つのド人 海常 前 死よ 维 死 項 2 波 艾 9 二次九點府 夢 無 特 那 泰 6 龙 一耳判 あの特あ ラニ 別る 無期 長 実力二別方 判を二一き 項手限項 件項 K 15 実上す 1 K 0 3 Ł 3 陳役の iii 3 のは 速越 次定と の機 AI すが うは 细 鬼 K 於然 Ł 为 此に 龙 OK. にお奉 0 8 さるか 東神 も 被 さ以外 9 告 Ł 1 九 0 又は # 事 3 100 44 サのの 機 全被 · 人部等

H 0 茶 0 0 事 九 8 直 63 用 7 江 な 山波 8 殊 200 上大 るる。 上游 . = 九七条 九 茶 安 九 0 7 73

灾 0 K るわ次 煌 2 4 8 0 . 3 るつなつ 法判正事 = K # れおと 11 -赤てい 9 = 適当 恭 上京 三項 据判 二为州 る方 班 姓 で報点 10 0 瀬田 きの するが E 0 战七 で高 3 0

2 机断も を別の K 源 職と 判 手 v 逐 15 统 -0 8 能 9 本 K 0) 次史以 7 3 11 Ł て は 3 つた事 但 1 0 検米信、 4 20 被告 43 -4 91 又波 Ł (は弁護人が 証の 海 水 とす 3

公 甘、我 判所 による古の独定があった事件に **世** 特別公 判于號 による音 ついて、 0) 次東を 東部 り前さなの近の 又は 计 N. 変更 ut T 5 5 在打

617

616

6 な物のとす のとうこ す蛇と 3 K 3 10 とる旅 ハのニ 法洪九 第 定一 当 王 朱 一取の 五月三天 LI 三天法外 13 -公名 利の 7 使之更新

H

ばな

大

0

二五九春万里 三が度 大あた 一条塔 0 4 改 正茶 上赤 0)

淋剂

当の上

• 群

顶

12 特

祖

24

下载

-11

利の正接方面 2 定知の着 ととり不す事の 理器割省の検集 由め できる春道 とたら埋のとは 日としつ とすてい E するので 6 5 に原き控と本 拉利马群 てきのおり とけて して かは 2 . の守輪板前 二省 0.0 場介 小女 KK お粉 い後 史らた

618

東外大 湖路例 おおり 双者 見せした かったいう 港市 合坐 5 ~ 除出 さり 当例 事べ 者行 9 11 請求の 大大本 13. 2 级

判前 す対項るは但 315 で新版 按 請 次 水 を取り 湖左 4 13

○勝和三大·一三.

三十一 投訴者の構造について

理規則和理 の基本 棋 波 は

8 終期 拉許の た場合と又は 対は、が が一寄の弁論然始夜に生 形響正及はすべき事実の - 海 とた新郷の あることき

の事実の歌 しては 茶 の新水 帯すべい により、これを取り過でるでとでき 辛申により第一省において

すること。 がは、相当と遊めるときは、取機で祈らたな世界と取り樹べることができるものとがは、相当と遊めるときは、取機で祈らたな世界と取り樹べることができるものとすること。

京する場合 には、五五 第二羽の場合にお 差し戻すことなく里ちに判決としなければならないものとするこおいて、控訴裁判所が斬らたな事実を取り割てた始界原判以と被

165

田)

儒

85 50 大年一一月一

茶 員 長 小

投訴審の事務高としての基本構造は推荐すること。但し以下の教派性 訴 審 の 構 遊 に つ・1) て にお

し集力的す調節模別をて二貫市のべ前水の格 市点がなか でることと とと ななかった場合に形 とができなかっ とができなかっ 大のようと 項の及調を請求す 限り、日華実 Ł 旗 が 一者の以来と理 ろん 000 軽を捏飾理由とする場合には断面の骨締然臨後に生じた 衝らたを埋出とする技術においては、 被訴主意書 K 幣息 20 は新りた。これとは、当事者に着るし なか 蘇明 1 5 11

項の取得と添 の量度 の不当然し は事実調器を認めるとさは 原判式さ破棄

621



龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

脳 和 = 大平十二月五

委員 長会 81 小事 野節 清 88

敕

法

料

はしは傾こそう審制 て到向とのにはれ新 在至 12 十 前 旧 **长太江会法法今訴** し事なの No. て大量刑件新越拉 坦いの用事の法行 の挙にる疑の年起の後 我打断規問節接理理三審 在水果がか · あを全ら 迎と后到百枚 行はい事 的的人名通 でどの裁 すだ解奏 思控列为必放 お野野殿のご客れるのも理れ続 るなわ断所服の を異な想 復担くと で裏のです新 ろで書の "つはか直 ら今て飲めち 番者に ろ 断がが 審控かの文程に審図図 許り積て新徒にらの 番に造る書い激力 の連 文才民馬用 上る事造 のと事をれとし 改色件景 正信水更 急しとい 行控数了 わ断にうる 打裁指生後 民利加すたの程用 到とと所のる

**5G** 

623

12 零 て著 素 れ通 松 1) 被の 当 瞬 人何 0 8 正時 当与 在七 到 至 芸る \$ 4 保人 授 寸 数 3 41 协全 之体 40 大米 あ草 2 8 水 福 田 St K E 5 す \$ 3 殿に 压至 3 8 % 母思

一をにて前 な わ 事 の 概 百寸地 20 設 挺 4 nt 25 场 NO 12 事 九 騎 実 张 佐 で 茶 8 の 應 のる解格 出 数 的 新 雪 + # 0 \$ 125 あ III 4 茶明社 の確し の原 M. B 0 11 段的族 度かつほ

替 改

利法 59 提

是 訴 PS OF EL 12 时不然 机等级 2 1, 5 21 信片 T 5 K T 足取 28 5 8 4 or t 京 註 あ概 3 15 义 现 3 0 the n 12 3 3 海 22 美 昨で 歌为 多つ 書て 1 利 10

2 80 0 83 取 取 2 浙 8 茶 叔 B. 4 8 K K E 2 5 5 55 百日在版 控っは 整雜在世 图 账 SE 2 世 74 2 活 富 比得 古在 なのて事 17事制由 北京 量 丰 2 在配 的最新七 不原 . 5 % 且での

事法

过直あ改 45 MIL

れに許て 亡控決記 × い電影 2 医 粮 住 則 於 芒 27 当性如 16 20 TE 8 12 K b 是机 りて 8 11 8 3 0 \$ AT Y \$ 4 8 B x -2 6 古 期

华 及跨原 古杨菊 55 べ前お旅に焼の蔬菜 K 異取て意 認調取書 \*且於多類长及戰 っあ筒 る皮膚用十所場の で用度 姓鬼 在距后 百事后性 証中 X 取 36 E 15 B 8 X 2. 12 もきてい 百段明事 りは 保理がに 無野によ 害煙利つ 意 洪 本 書 r. 12. 彩 卷 it K 雪の

感 姐 理 濃 安京

紫岩 一 の空 見飾 斯事 さにの ら赞旗 比成益 \* t. 3 8 之 0 B 提 案 约 十 版 る次 \* 1 K 可

W.

开 到 B 00 to 原控 火-湯 3 4 旅春 拉生 0 典 能 极 选实 旅客理 於次 事一 故 20 架 考 E K 6 3 8 25 智为 1 花 血 25 0 0 来玛 5 度 PE 55 12 3 极 145 张义 4 3 百百 0 於二 0 三条 2 A 3 5 农 順 蓝 8 1 0 %

つ及第の軟関衛控 日日三〇の十の新 です元祭取る并裁 正三調經論則 を概め所関を結け 女 問 仁 門 べ 版 の 百無影 2 又 署 3 12 8 位 第 及 職器寸 政力等的格 25 0 至被出 て見だ 断たし い事が

し既に 后题规 4 9 9 × 00 部 部 . 0 判學 T 45 聚不 門台 洪で 双川 11 \$ K KE

牌 響

1925

日改

進

臣

풴

計

波

九

12

前頭境大百九十

1 0 P = 3 請所乐

末 は

のよ前

股 4 茶

は は 騎 折数金 在推艺

> 肚 かった きる神 校告人名

概

取のつ

一版 观期折

のしな

第九四

現色版

点 江 湖

及号寸

500

家 助 光

= # 5

環仁性

别人放

除典哲

寸 差 人

5 8 2

~ 及 出

水坝

帮 力

機也

1 14

on It

吾 烈

點 性

2 3

新 的

1+ -

州又

耳動

1/2 FE.

B R

3月五

ない大

2 发

Y D

三代果

XXEX し及証せ量 2 图 按 \* 12 得不断 370 0 0 災て 事出版 器疑田事益 加明化 2 35 17 T 2 T 3 原理 2 書 卷 图 悠美 DX 1 4 4 6 おお動せて につ野塩 尼七档旗 日利前的 3 0 5 4 5 聚 数 立 の風頭方 2 1 後当然后 用又求場 すけてかへ 多回るた場 x & x = 於 F 於 控 大 で刺で第一 当洪色趣点 为此在意一 为家办書二

及で精 8 3 0 段所景 陳 X. A K BIEFE すでは 62 火 坊 切 力 ? 資 左 按 野山路 2 つ 那 源尼意 門首等 The OK 17 2 4 以 報 S 在無保 x つ事 X D I X DE D 11 50. 法 寸 跨 45 - 火源 東ボモ

8 4 T 3 Y M \$5 30 6 14 と際 力 激 筑 塞 0 米 此 旅 果奶 原发 利下

90

寸 洪

3 8

书 夜

の景

X L

寸 な

8 17

二水

K II

つ 用

温的

三 点

K K

E. B.

茶蕉

w R

0 0

\$ 16

AU Y

2

於 X

5 百 3 内 実 2 元 中 を二端の及無 人許八瑟と白張信斯を刊花 我二明が下記す公得不許 すではがべるなち書 所にるき、あきついべの はは勢黄な攻る事く事は構 二科的旅 頂きの頭とで胡に実に 人匹坐派於意思あ L所貨售信 フラク類い TLABTT 京縣直行以 る利然原理 にの知けそやにの事務由 エ 幅 しれのむ 呈量 江 蓝 图 月 在與得 的日后日首五 カダイ館所 いつ事をは利前の もて田規則のヒ申 用ら學敢立 Y SE のがにはする 則然で影明るた 法 3 七七日日花 張さま!き影か書 及るすこ事事つに

628

則の被 も座に 列版 0 % 四年又至 料模はす 鐵 3 射症ド 事 ~ 4 7 祭火 事以 寒く の 性 四 三 東 車 すハ類が T = 2 5 TO 3 株 七事等 3 % 光 二 二 の寝とは 然っか 器所で映 T. 0 0 明改多

627

の祭ったと

もす 寒戦る 照左 0 0 に利二か を め 塩 新 茶 ガ と に す 世 新 艺妙症 X E すめ ○ 正 B 要 数 8 K 3 % 波義 勒的原 E Y 5 特 Y 4 2 医 正 灰 が る は 許渡九すぐと 速火 2 提事 E & \$ 15 在規様とる的業 生で 茅题自己の T. 三的の光幕 世 在 換るとき灯 康 11 带 も 的蘇油為 周日 后期美活二 顾为 0 12 1 几厘数七片 4 七 於 雅 光 多篇一日 二改業品名 顶头 少于祭前日 B 問 · 心利伤明 流物の 至 後 曼 生 七 3 12 15 2 表 计 0) 12

所もあ 列上 則法所告 t on 位发 のめ州東市 15 0 Al 開五度 000 重視い 見て 南上等 順川二 8 4 4 き 关 分 告 大 一 8 T の前 Y = 十甲 匹义 AT 6 T 2 为 北 5 8 6 一 尺 事 竭 口场件合 4 大につ外 一りて場 震 A 8 . 4

ら載あ

つ最十

文高二

629

x 15 0 +

寸問限 6

= 0

い 問

燈 機

项 元

## 龍谷大学矯正・保護総合センター

五 6 後 12 三理 の致前 斯仁唐 一との項こ 160 K Kr 今式 4 4 EA つ手 () E きがお十ちけ 一戶 はで 1) 田 春 九 殿 ニも申申てらの ご母す 短のともで 险 別との力 寸 流 包 ~ 點 四 語 盛 夜 K v 意品 在前 どす項 寸 增 8 8 0

澳

器 位 8 11 51 侧十 の 阻 西利

火苏 数路 E - 16 K W 4 4 換の 现兵 150 3

16 A per all 生场 血 10 公 De

式 4 A 0 跟 PAS 1t 2 A 条 項 25.

66 85 据比武器 つかん 平八合合 1 0) 14 比判情 2 9 求統 3 4 8 1 + 2 4 3 () ド説場て つ例 丑 於 比 弘 要判断 張 店 於理 あ 節 B 3 1、安办 N 17 U . x 3 00 -ケ难 4 别 被 2 张 张 催あ為た 0 0 百分 付 告 别厅面 世元式

式

被

N

哲 略 2 成 添车 附点 摘 8 × ě. 0 光 は \$ 16 武 便 w 4 大 3 杂义 K K 環 () 葵 6 大 議 遊 战 10 12 0) 枚 歌 25 H

5 B 0 8 救 × 行列 すっ所 もては 大は祖 一小项 法义 00 田縣 周 克蓝 大的 2 E 茶光 **gc** 六社 出 8 2 北 故事 10.0 · OL 75 法定しい 四に満 大发合 - 11 X = # 处 頭門 差 2 4 8 副维斯 除け一 u n " 性 花 12 85 小年

茶丛 現の今 上 度 虚定 NO K U 3 · 川陸 番本 判の る違 場性 4 K - \$ 级 O Fa By L' 0 x T & = at 法 法

さま 14 0 4 洪春 從 松 r. 9 4 炸点 絵 請 松林 85 0 松 田 8 古大 的粉 寸 次 る B I K 义 流 ~ 9 流 18 ca 大加 JE 47 茶つ n t 次為 A. - 12 素 性 至 加公

压 此我料 0 請 素 魔 H 1 法 (EZ 築 DK. pit. 五 茶 100

632

45

る二と (甲来) 教 出 路 比 四成力 大命口 - A T 聚化 . 00 改一门 ET 波. (D 19) 九 次 生化 茶は 15 3 一成 澳 心 進と 加同 一点 保 100 14 24 じつる

条件裁书元 進上刊り来 かるまれて 七限也式 K K 人 X で 教 の利 の ち 行 方 中 松 直 0 1 5 15 るほどきはの 法じ我 大 义 所 俊 一位性儿 豪 旗 on als MI MI 放 付 共 丰 正の裁判 四片英艺 OBER 光 乾 奶 弟 右行性合

\$5

1-

0 0 0 0 E 万人東今日の 発育正つつ今 11 11 1 に、法でて平 放肝四方、能 E 71 世目最次 建にに の限る の叛進場 A N NO A . 周 枝 接 15 8

中 察 也 一 太 的 三 於 当全 LARR 年の 推 一前 等 李 七 ds 0 2 段 10 11 出し 3 6 - 3% X M 欧州 当此

633

## 龍谷大学矯正・保護総合センター

前 Y 14 相 100 復 の日 胆 五日 刺 0 飲 19 25

て黄 以賴莉我用前頭品 上京國門又二岁科 法動ののは頭周 之恐既費の遊訴 見るみ行用予と然 とにが脂肪す昔 の子の 動がなが有 すで点 百科 つ飲たの 竹 遊 と 数 机料 3 1 12 . 新 湿 A 数 老皮 00 1 烟 又 0) 12 1次 选 = 14 お跡

い数

一全

FE

12

AX.

所は 対は ができ 変 が に な が で き

浮す列所

くし橋敦

外目の教

つ神

中 店 比

3 L 5

けいの新

在北京港

许尽易的

のつ式事

とい合件

る二 次 は 南男

ニい件てつ もに勝た

如方南

14 数 S 巡 期 形 列 当或所 して命と

点の

成 環

2 3

な若の

4 左題

2 丹人

10

40

E 16

+ + z x

武练

A X

今 時 手本

OC 07 1 地

つ進

(1 31

て茂

H

奶

公多 しの公 后その 艺 的 失 の 周 の無 品 訴 ~ 米 15 0 は帰 \*本田 裁断回 利佐 所産 12 4 決ない 5 X

しなかの 一公口名今衛右節治右 の話も失る場ので 第至のうが裁決棄公場と妻とも情判異却訴合 現却しの本所に YW N 100 W. 力 伏 北路 月今日江 ば式の火丸 前在今级以内部与内面 为各合仁族時行効 力石がに及玄流い力於 路() 换过台和音台至目 8 一人为 古我につすと MET 3 告所れ野 民存於 北米店 2 10 0 要る 116 3 4 6 2 2 B 拆 艺公产中 争訴事る 张 切 の 件 AL L 双下 存在思っ をけはい 智 别 使日本地 0 % 0 消的物学

五二 + + 三大 US BE 武新 今米 A 15 平本 Mr. D. KE つ産 L) 10 七 茂 E

PE:

-る公 三 练 规 方 x n が炭数 きの対 百易 かつ家 つた海 九 日 数 Y AN M き的所 拉网文 面口 公月馬 訴 汉 寄 の な 数 我比判 冬 茅 所 rt - 1= 老田公 の公路 効利の 方斯斑 室相然 失的力 - う 古 あ も様っ の状を x 2 \$ し故神 告 K 4 3 0) 1= 1º 造述て 春蕉は K 5

仁版 以今易载 て今哉利 皇門所 3 K 3 公法 と判後 で請 末公 ずし許 10 R 2 し事産 4 叶 好 12 野又在 武陆竹 A 简 N 1 15 4 2 数 后 十列的 6 所后 OK W 2 5 4 別式の 当今七 でなす 程 智 8 い病 X X 11 8 た 事

事件

14 T

奶 数 判七 会様 +

もさきと今 の夢のお妻さを用っ式簡 て知は語 頭 \* 11 6 在公 け旅た前 10 新 x 3 我の日ド前 はは堤が勝満 在死的式 我的法四每間於至下 6 判打壮蘭 0) OH 处 終 防以精 却 M Y 3 K 类 妆 0 の版 洪 9 3 处 4 の食命 K . x 8 A 汝 L 川祖。「女 告要 人世 公路のにら (by 群武器告前 至本品知户 势 抵 東外に十事 却がはる件 双 + 2 1 なでをとっ けに所がり 州谷はでて × 洪多村 京 在器 変 1/4 BE でか版 府告公司式 い知然だか

11 2 粉 14 延 R 灯 校強の 8 の報 人猫判 上 手 析 展劇位 美商 # B 第 在蓝 いい西 増てと 办在 に昨て 位状板 右 の 告 の野事 给水件 平皇 15 判核つ 周 告 公公 置日刊 か送手 后庭晚 E 13 L 二百千 x 15 3 がれ端 でばる きたに

w 0 場なら EL はの情 被求 告松 人的 12 3 佛左 思端 05 B 5 K 2 0 EA 地 被 又北 15 0 被腾 告本 AE 仁英连 钱 专

四合外

痛のが 3 端 たいるのと、 満来する海 り 8 3 中利 大 12 Mr. 0) 45 鲊 あること 状塔本の送近と公列版 我して × MYO + 41 学 & 刻 斯 MI 13 在被馬西 A1 路 2 15 18 0 00 動大 進姓訴 典 は大米米 間を置く 沒悉恭 0 2 3

方の の井奈田の野京日 起变水干 律付刑能 E Is O E 要け能力 起 北 行 () もば順て もなけ 0 00 坐 在 轰 すい見 3 6 X = 0 12 XXM つまれれ 出 七 行 ×11) 痔 m & 1 -果 规 名 丽 在行云 面の分大 八起為一 8 10 0 の削粉・水豚事ー 正したこ 九 は 2 於本 禁 長

九 世紀日本

石能

6 0

0 4

YK

寸 烟

0 K

2 2 1

へまの

四官死

大茶一

関の改

Y XI

YE.

4

で似告

正

## 正 誤 表

被

E

目録 九行の次

+10=

取り前すべき

取消すべき

外の取奪執行につせ、……八別を行う回職警察取員の管轄区域法者一九五条三項により搜查の補

裁判所の規則の定めるところにより

ころにより飲利何の規則の定めると

一五頁一云行 一一五二行

差し押えるべき物

住居立若しくは看守者

二一真八行

住居生若しくは又は有中者

二一頁一七行の次

一。我八行 二〇夏五行

差し押えるべきもの

聖念

急速

大前衛の令然が発せられないときば、直ちに物

638

## 龍谷大学矯正・保護総合センター

## 正 誤 表

# E

十一の二

耳

绿

九行の次

一一五二行 五百二元行

取消すべき

ころにより 数利所の規則の定めるところにより 取り前すべき 外の取者教行につて、八助を行う回城響発取員の管轄区域法者一九五条山城により搜查の補

住居主若しくは又は有守者 長し押えるべき物 急速

差し押えるべきもの

聖春心

住居立若しくは看守君

二一頁一七行の次

二一夏八行 一の我八行 二〇夏 五行

六 前項の令状が発せればなりないものとすることの同なり

法者三の四衛乃至

左事実

事者に著しい懈怠があった場合取調ができなかった新たな軽概につきる、当 拉訴趣意書

取り調べる 添付しなければならないものとすること。 この場合には

二五頁二行二九頁二行

取調べる

この場合には、

港門しなければならない。

二七頁二行 二六五一三行 二五夏一万行

取師かできなかった場合

左事实

法并上0四乃至

四六頁三行

召換版公前

百唤版

四三章一五行

五七夏 八行

かあることで信かるに足りる整を及ぼすべき事実の親婦を又不有又は明らかに例びに動及及事で大き事実であって到の及び事べき事実であって到の

三六矣一〇行

りるなはずべき事実の疑問があることを信ずるに足

639

起訴前の勾的期間へ第四の二)へ外護士会及ひ按照庁代表委員の面保財) 刑率法部会小安員会心議決 E

母遊更新の制限についてへ着四の三)

勾前の取消へ茶四の八し

勾頭状の策略正級外における飲行へ其四の十つ 公前奏却、密轄連の場合の勾的状の失功制度(第四の次)

様釈取消罪の場合の緊急攻盗について(第五の五) 写引した証人の身柄の処置 (茶八のこ)

保釈教道、 勾前執行停止取消について(第五の四)(一部光護主会代表奏異の断標財)

根利保釈についてへあ五の一)「升護主会代表受異の苗保財」

証人出頭美用の前払(若六の二)

備定め置制度について(第七)

前編責用の異独の発験手続へ第八の二) 図選弁機人のために乗した訴訟費用の異担(第八の一)

640

## 龍谷大学矯正・保護総合センター

三十一、 三十四、銀行手続についてへ第二十九ン (備考)顕書の衛号は、刑事法能会小要見が取り上げることを決定した向題点の番号、指負内の母すの、負責手がしていていまってす。 会 号は、昭和二十六年九月二十七日第会で駅付された刑事前訟法改正の同職兵の挙号である。 略式合今手類について(第二十八) 控訴者の構造について(第二十五) 有罪の陳述に最く獨易公利子鏡についてへ 弟十九の二)(弁鲠士命代表昼間の 目候射 正式裁判取下の場合の詐欺費用の負担へ果 上首収放棄制度についてへ第二十四) 供近短否权告知の制度(高九の一) 起訴状態本の送連制変についてへ第十六) 施神における問題処めについてへ若十つ 八升後士血代表發荷の始保附し 647

三、起新前の写的期間(第四の二)

項のまくし。 をは、検察官は、 被殺者を匈地した車件につき、勾前の前求をした日のら十日以内に公訴を提起しない 直ちに被求者を釈放しなければならないえのとすることへ法二の八條一

のとすること(同二周のま、) 延長することができるものとし、 裁判官は、やむを得ない事目があると認めるときは この期間の証長は通じて十日を超えることができないえ 一検察官の識家により前瀬の期間を

三、裁判官は、托所又は無期若し 超えることができないものとすること(肩三頭として進加)。 質の請求により前週の期間をさめに延長切ぎあるのとし、この期間の延長は通じて五日をず、且っ、被疑者の釈放がそれらの歌調を甚たしく困難にするものと認めるときは、検釈 るのに限る。) を取職が必要があって快度器が前期の期间内にその取期を終ることかでき 多数の視要者、関係人又は多数の証拠物へいづれる犯罪事実の証明に欠くことができない (簡為)外襲士会代表委員の反対だひ映察側受異は延長期飼士日を希望の、 くは長期三年以上の懲役若し くは焦機にあたる事件につき いずれる必然

制限の除外等国に加えること。(法大の僚二両の改正) 鉄橋以上の実別に処する判決の皇皆があった場合を法第八〇條第二典很書の勾前期尚更辨問 勾面期間更新の副殿について(弟のの三)

0 あらかじの検察官の容光を聴かなければならないものとすることが 「但し、原定を要するときは、この限りでないものとすること。 我判所は、勾当を取り消すに察し、保釈の推否又は勾当の鎮行停止に同する場合と同様、当るの是ののまなり、 勾前の取消(若四の八) へ法八七孫及び九一個の改

覇金又は科料の戯判の宣告があったこきは、勾断状は、その効力を失うものとすること。 銀琴、兒前、到の克路、刑の鎮行動子、公訴棄却(弟ニニ八揆第四号による場合を除く。) 公武祭却、管務選の場合の与必式の失効制度へ第四の元)

へ強三四五様の改正) 再起解水南村新村相名其此五年十十十二日北海本公子、光知三日五株の改三 金柱道一日村中即此了日北海本公子、光知

十一 勾的状の資報と域外における教行へ第四の十つ

一、檢察事務官又は司法整幹私員は、必要があるときは、智轄医議外で勾当状を執行し、又 二、報告人の現在近が別らないときは、裁判長は、 (法七一族の改正)。 はその地の検察事務官又は司法警察別員にその教行を求めることができるものとすること。 できるものとすること(独七二様一貫の改正)。 「切り状のはけいりともいなってい 校事長に何必次の報行を選託することか 644

のであるとき設な敬信人の反名又は住居のいずれかが明かでないときは、奴判依釈を許さ 被告人が死刑又は無期若しくは強期一年以上の懲役若しくは禁備にあたる罪を犯したる **収利保収について (第五の一)** いことができるものとすることへ法八九楼一号及の五号の改正)

1 26. (0月期13款 24,749 型注意股份 4,762 (12. 作款价值之 2,70分) 约 に不安を懸せしめる行状をしたとき、 保釈取消又は勾前我行停止の取消について按照官にその取消の請求ができるものとす 提告人所敬名者その他不妨審判に必要な知識を有すると認められる者の身体若しくは代生 だの場合を際状又は何前就行得止取消事用に加えること。(法九六族の改正) 財産に不安を懸せしめる行状をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。"へ法八九茶 保釈取得、勾前報行停止取得についてへ第年の四) 丘に掲げる場合を収到便飲の除外澤田に加えること。 (豬鳥、弁獲士会代表委員の苗級附) に送れしてるなかしろなるようの (法元六族の改正) 根当人か五年以内に保教を取り済されたことかあるとき、「ラーようこといれたのま 被告人が、被害者もの他事件の審判に必要な知識を断すると認められる者の身体又は 被告人か多歌共同して嬰を祀したものであるとき。 あろう。かのちのち 645

### 龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoks Corrections and Rehabilitation Center

東島原町-十六 一、著九八茶茅一週の定める書面を所持しない場合においても、原連を要し、その書面を示四、猥釈取消券の場合の展題改造について(第五の五) 私はならないものとすること。(法式八様に遠切) 止か取り消された哲义は勾的の裁行際上の期間か断了した音を告げて被害人を放照するこ すことができないときは、検釈宮の指揮により、殺魯人に対し保釈若しくは明母の飲行修 置網掲が満了したときも、前潰と同様とすめこと。へ同石し とかできるものとすること。但し、これらの舞蹈は、できる限り速やかにこれを示さなけ 智引した証人の資務の処置(茶六の一) 与前中に難度必要处分がなされた場合において、 態定的豊政分が取り消され又は態定的 法第七三條第三典中「急速を娶するとをは」 とあるを「鬼速を娶し今状を示す ことができないときは、」に改めること。 採択取消決定の送速については、「二、送速制度」を審議する際に考慮すること。 につき弁護士会代表委員の苗根附し 一作大者是任初智的作行后的证状都如了多年 母なり 646

蘇に一頭連扣)。 最寄の管照客での施護者な場所にこれを必置することかできるそのとすることへ法一 毎到状の報行を受けた証人を競迷し又は引致した場合において必要があるときは、 五世

## 在入出國長用の前私(外六の三)

かできるこのとうることへ法一の大様に直切い、 ができない場合には、その前求により、あらかじの振糞、日当致の宿治料を支給すること 召喚を受けた正人が出所に響する黄用を前升することかできないため召喚に応すること

二、前項の交換を受けた者が出頭の必要がなくなったときは、裁判所は、駒に交替した最間 命じなければならないこのとすること。(法一大四年、連加) の余都又は一部の辺辺を合することができるものとし、支給を受けた着か正当な理由かは 人X出摘せず、又は直管若しくは紅言を拒んだときは、 前に支給した費用の全部の透過を

## 強定出置別及についてへぶ七し

慶繁盛の期間は、何田期間とみなず山のとすることへ減一大七姓の改正し その欲行を信止されたものとす力こと。但し、未決写前日畝の選算の関係においては、偏 何前中の後告人只过就是否に対し、極度前置现分がなされたときは、その顧問中等領は

二、鑑定前式心介の欲行につき、必要があるときは、裁判所又は裁判官は、数格人又は数疑 の看守を必ずることかできるこのとすることへ同石と 天日報 がど

記は日

三、我判所は、然に逆めた極起問題節問を必要に応し後乗りことができるものとすること (問右ン

中九 国治外理人のために無した新松長用の異似へ前八の一つ 一個選并機人に交換すべき。我用の全部又は一部を異担させないことかできるこのとすること へ法第一八一族に祖者を加えなり。 食明者に対しては、民程既然の申ふ(法第五のの茶)を立たず、刑の名後をする場合に、

648

647

## 龍谷大学矯正・保護総合センター

(43 m)

一、新訳費用の費担を命ぜられた意味、貧困のためこれを完納することができないときは十一路収費服の資租の免除手続(茅への二) 二、前頭の申立は、訴訟費用の最祖を命する裁判が確定した後二十日以内にこれをしなけれ 裁判所の規則の定めなるところにより、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判執行 の免除の申立きすることができるものとすることへ法五〇〇条一項)。 ばならないものとすることへ法五〇〇条二頭)。

用き費扱きせることができるものとすることへ法一八四条の改正し 檢察官以外の看が正式裁判の請求を取り下けた場合には、その看に正式裁判に関する書 記在はるりえ は

正式裁判取下の場合の訴訟費用の資極(第八の三)

二十二 供送柜杏松告知の制度(第九の一) 機器官、機器事務官又は司法警察取員は、被疑者の取調に除し、あらかじの被疑者に対し、

へ法一九八条二頭の改正し 事件について供述を強要されるものではないことを告けなければならないものとすること、

一川をくるわきみ

人が一分であった近、所にわいては発見することができず、これと異る過所にあることが明らかである場合におり、青年を大佐、所にわいては発見することができず、これと異る過所にあることが明らかである場合にお どうか。 あんじょうしょ とうしょう とうしょう の場所も着守し、又は後楽事務官若しくは司法警察する があいる たんてのが 物及び被疑事件を告げてその場所も着守し、又は後楽事務官若しくは司法警察ける 竹にわいては発見することができず、これと異る場所にあることが明らかである場合にお 「備考、弁護士会代表委員の前保附し 肚贅にこれを務守させることができるものとすること。 検察官、検察事務官又は司法警察取員は、差し押えるべき物が令状に記載されている場

あ 二十六 起訴状務本の送達制度について(第十六) 地方銀門所、家庭殿門務若しくは高等裁判所に公断の後起のあつを事件又は前島裁判所

かあるう、都便 記割ずたよるるる村の場合公断の後起のあつた日から二箇月以内に起訴状の勝本が送達されないときは、 Mらすむすりするが断状の勝本を被告人に送達しなければならないものとすることで法ニセー系一項の改正) ♪ ひ 公訴の提起はさかのぼつてその効力を失うものとしへ法二七一系二項のまと)この場合に 五 は、戦判所は、決定で、公訴を棄却しなければならないものとすることへ法三三九卷の改 暮しくは略式命令をするのを相当でないとされた事件については、裁判所は、運滞なく起 に公列の鏡ボのあつた繁件若しくは路式命令の語ボルあつて路式命令をすることができず

おの決定に対しては、即時抗告をすることができるものとすることへ法三九九系二衛)

有罪の際途に蒸く筋易公列手続について(第十九の二)

次のような商易公利手続を制設するものとすること。

二、前項の決定があつた事件については、第二九六条、第二九七条、第三〇〇条乃至第三〇 一、光翔、無期又は短期一年以上の恋役若しくは禁錮にあたる牽件以外の事件の被告人が、 判不疏による旨の決定をすることができるものとすること。(法二九一条の二第一項)。 第二九一糸第二職に定める陳邃の機会に、起訴状に記載された訴因の全部について育罪で ある旨を贖述したときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を続き、所易公

三、鶉一頃の決定があつた事件については、裁判所は、第三の四条乃至第三の七条の規定に ことへ二九一条切二第三瀬し かかわらず、公判近において、適当と認める方法で証拠調をすることができるものとする 二条の規定は、これを適用しないものとすること。へ法二九一条の二第二頃し。

四、簡易公判手続による質の決定があった事件については、第三二の条の規定は、これを選 開しないものとすること。個し、検察官、彼告人又は希護人が証拠とすることに異議を遂 べた証拠については、この限りでないものとすることへ法三二の条第二項)

五、簡易公判手続による旨の決定があった事件については、市国の追加又は変更が行われた こと。(法二九一奏の三又は法三一二奏の二)。 こと。姐し、検察官、被告人及び弁護人に異疏がない場合は、この限りでないものとする ときは、裁判所は、前易公判子続による自の決定を取り流しなければならないものとする 652

八、簡易公判事続による旨の決定を取り消したと思は、公判事続を更新しなければならない ものとすることへ法三一五条第二項)。

(備考、母腹土会代表委員の苗條附)

三十 上訴权放棄制度について(第二十四)

法三五九条乃至三六一条界の改正)。 死物の判決の宣告だあった場合を除き、書節で上訪权の放棄ができるものとすることへ

一十一 控訴審の構造について(第二十五)

一、量利不当又は事実践結を理由として控論の申立をした場合には、控訴疑意書に、 一、控訴裁判所は、第三九二条の調査をするについて必要があるとさは、検察官、被告人若 証明しうでき事実であって利の量定不当又は明らかに判決に影響を及ぼすでき事実の誤認 得ない事由によって原書の希論終結前に取回を請求することができなかった証拠によって ならないものとすること。(法三八一条及び三八二条に第二項として適加)、 びその証拠によってその事実を証明することができる旨を疎明する資料を冷附しなければ **勝思書に、やむを得ない事由によってその証拠の取調を請求することができなかった**登及 かあることを信ずるに足りるものを機相することができるものとし、この場合には、控訴 し、第三八一条第二項(新)又は第三八二条第二項(新)の課題があった証拠で刑の量定 しくは弁護人の請求により又は取収で事実の取譲きすることができるものとすること。但

三、裁判所は、第三九三条第一項(新)及び第二項の規定により証拠調をしたと答は、検察 第三項 )。 官及び弁護人にその結果に基く弁論を許さなければならないものとすること(法三九三条 については、その歌韻をしなければならないものとすること(法三九三条第一項)。 の不当又は判決に影響を及ぼすべき事実の課題を延期するために欠くことができないもの

の)三十三 勝式命令手続について(第二十八)

一、昭式命令の請求をする場合には、検教官が、あらかじめ、被疑者に対し、 二、略式命令請求書には、略式王統によることについて異議がない旨の被疑者の同意書を降 法四六一条の次に一条を追加しっ ることについて被疑者に異議がないかどうかを確かめなければならないものどすることの いて判りやすく説明し、且つ、公刑審理を受ける权利がある旨を告げた上、略式手続によ 略式子続につ

三、裁判所は、前項の問意書が提出されていない場合又は検察官が一、に定める手続を行つ 法四六三条二一項至追加。法四六一条二項至刑除 ていないと認めたときは、通常の規定に従い、審判しなければならないものとすることへ 附するものとすること(法四六二条に二項として追加)。

3

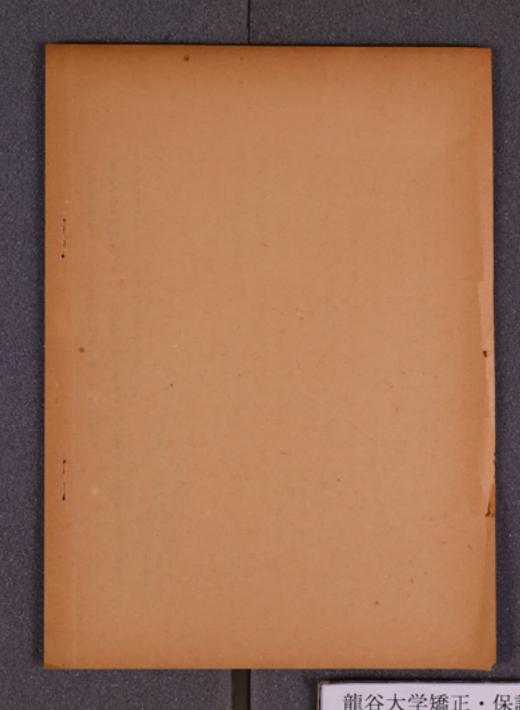
六、正式裁判の請求期間を十四日に延長すること(法四六四条及び四六五条の改正)。 五、略式命令の請求があった事件つり 四、略式命令請求書の謄本の逆運は、これを響しないものとすること。惟し、後第四六三条 こと、(法四六三条の次に一条を追加)。 ならないものとすること。なお、これらの決定に対しては、即時抗告ができるものとする し略式命令が検察官に告知されているときは、略式命令を取り消し公訴を棄却しなければ 機助ケ月以内に被告人に告知されないときは、公飾の提起はさかのぼつてその効力を失う ものとし、この場合には、裁判所は、決定で公断を棄却しなければならないものとし、も の規定により要判する場合には、一数の機によるものとすることへ法二七一条一項の京正 の個者の事件を除くとについては、その命令が指ぶ

一、食気を対列の見て食をついてへ第二十九と

一、検察官が刑の執行順序の変更又は刑の執行停止を行う場合に検事総長又は検事長の許可 を受けなければならないものとされている現在の規定を削除し、これを検察庁の内部記律

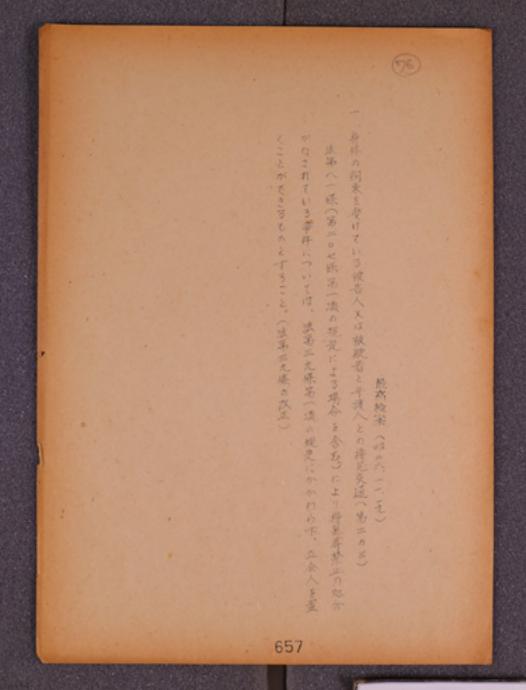
二、遺付不能の押収物についての官報公告を廃止し、別に命令で定める方法で公告すれば足 りるものとすることへ法四九九条一項の改正)。 に専ねるものとすること(法四七四条、四八二条の改正) はならからからっちゃ 日からするいちゃ 野ではまする

655



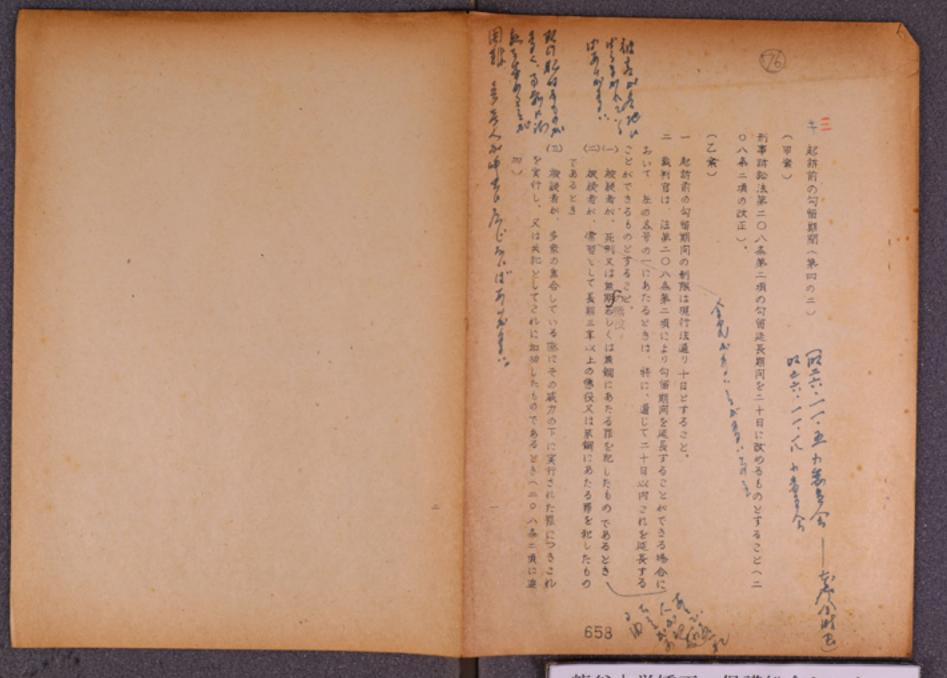
龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rebabilitation Center



## 龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center



## 龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

00

= 9 個 期 M -165 KR 1

昭

翘二

~

-5

-

加速 35 6 \* NO C E O 2との八 位 彩 谷 統 層で母店 期きの二 のる一項 縣 卷 汇 汇 世のあよ 若 と た り しする句 くると源 はてき柳 報とは個 謝 。 、 を 比 一 待 题 马 法 に 長 た二道す るのじる 明八てて 元 頭 二 と 超三十分 し場目で 龙一以 思

\$ 6 34 6 W · ~ 期 三 年 以 上 3 炼 说 又 は 激 61 20 8 ×

2

潮京 21 (8) OD 1 90 虚り 話 姓 超 は 红味。 祖出中 5 00 8 不 安 龙 十 照 师 日期沈 至 110 10 日本明 九 病 由 る 袋 が とする 2 3 3 2 3 24 € 6 02 B 305 10 たてる 的自己 \$ 3 3 のもは F 00 3 すと彼 · E 2 6 0 0 00 ut

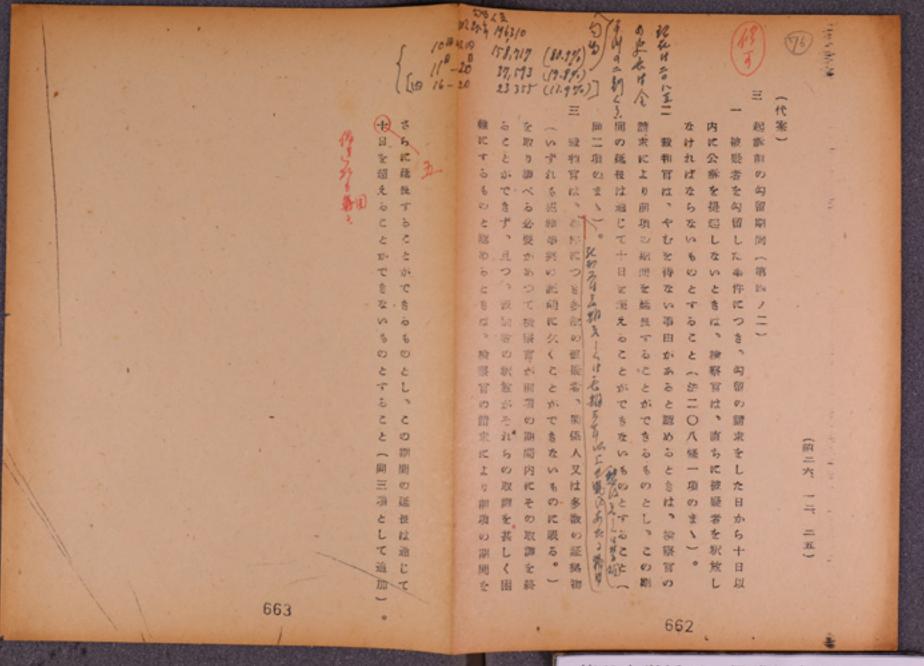
\$ 15 10 でる報後 いきと列二 5 6 8 11 0 のもはは八 0, , 18 すと 被源二 七級 別 明 C 3 E 0 / 8 6 0 B 7 。 の 間 世 、 一班果比一 向顺江工 三のより 祖 地 5 と長的特 しは項に て通のや 進じ期む 加て麗を 一十を得 日古意 \$ 5 W 图に即 九延由 る投が とする 6 6 3 # C E てとは

660

(1) らいかりましたりまれたりましから(まとり) 初年 传 (B) かけるないですーニかつから、「なったけ」で、人) のかわりまたかをあいますのマンからもあのもしり」 一期 の 西 め 物 からいしいのからいなれてはんははなけんないのからけから 20.670 いまでかー(スイナなり)、(まないいれたなりーファ3をがらしない、これはちゃいけんにんれかられるのかのありことのなり

## 龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rebabilitation Center



す。謂とるので哲す韻 きべれに成品

# C 2 じすと被者做明言は一 めるしいの数に多温事 改 C , 宜 识 百 欠 致 明 凶 事とこの収がくの若の

段。の間が前に彼し二 のこ朝東モ男と疑く 許の間にれのが者は 可湯のよら別でい長 を含盛りの間き規模 得此長胸取內及保三

次 お は 項 詞 に い 人 年 分い順のをそも父以 れてじ朝我ののは上 って間し取に多の

ら異日さ出をるの役 な官をら職員。証若 四は超ににる一致し も、兄話すこを物く のそる長ると収っは とのとするがりい新

(出二十十二一 敬福被代系)

76

期間更新制限の除外事由に加えること。(法第六〇茶二項の改正) 勾留期間更新の利限について(第四ノ三) 其鋼以上の実刑に处する判決の宣告があった場合を法算六〇名第二項但書の公留 上げいはまるようういのおとす知るへをかなるいようはないけん あいとうるかんできるい

665

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

大きアランイントレー 13 対象がなりを対すいていていることのできる

推游 (对, 大龙 大

有经生会 大中子加强的(站是加强生) 3/3 发光如季.

六 七七受 藤が け

667

666

政

96

きは、内留状は、その効力を失うものとすること。(法三四五派の改正をは、見解、見解、別の追照、川の執行請予、公訴薬却(第三三八派解一号及無理、見解、別の追照、川の執行請予、公訴薬却(第三三八派解一号及 はるむはますも

668

## 龍谷大学矯正・保護総合センター

多多

を行う役祭 一 の 二 員の 法 がの三糖一 で指項区九 助 を行う司法督祭職

昭和廿六年給月拾九日

き揮の城三 るが規外染 もあ定の第 のつに敬三 す場り 敬に る合機行よ とは官つ程 , のい 壺 五の助 条管す \* で 察

の勝る 改区司证城法

669

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

· 50 (E) (10) (三)(三) 年続をする 独告人が はまっては新 3 n を実行し 20 45. 又は新産に不安を感ぜし は野産に不安を廃世しめる行状をすると扱うに足りる相当な理由があるいれた、 教育者その地事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の 別りるに勝し、これを妨げたとき。 へんが、 多象の集合している際にその他の場所で事件につき客別その他の人が、 黄利所又は裁判官が法廷その他の場所で事件につき客別その他の人が、 黄利所又は裁判官が法廷その他の場所で事件につき客別その他の人が、 変の集合している際にその成力の下に実行された罪につき、ことへが五年以内に保釈を取り消されたことがあるとき。 沈秋では七一九本寺 野野 CHANGE WHITH 教者 670

四日日 左一はびる 9 め彼政波理被に考 ら音音音曲 法裁罪 汇解处 北人人人が人げ四利人 双九 り るがががあのる号様が かったる 占 祖 祖 亡合びを証督一い C # 9 艺 金 E - 12 防福号音器 。 項 理 大水皮いす 中丽 はのては 3 R E C 3 7 10 45 をを c. 0 7 6 6 相事 当る 汇件犯股 が 幾 住 久 一 不のしり 加外 でう居は たと 理意 安委た消 官にの類 で数 る足い調 を判るさ 音 由 もりずに 感にのれ 在 記 世业 のるれる でた と法 温 し要 と充かた 3.6 七元 20 1 す分がる るた の源 迎 E 1/2 3 6 るな明神 をに 行酸 12 5 こ理かを 足 と由て犯 一通 一がなし 00 b 3 法あいた 13 6 6 3 8 九七色的 分 龙 温 随多及で

672

潜

考

由

光

3

在

虚

671

37.00

--

機当人ので 利尿灰 (8), (6) (-)

路相五六.

673

すると疑うだ足りな程当な理

各な理由

かあわとう。

のことへは八九条一号及び五号の設正) は住港のいず礼がが明かでないときは、権年以上の移設をしくは影媚にあたる響き代

左権 000 せら彼彼彼に利るれ皆皆告楊保 よる人人人けれる方面がかるに なの成多三幅つ行身署祭年台い 海市者共以をて を父そ同内福へ すはのしに利痛 と産事頭状状の 疑に件ををの一 うかの祖収録ー に害事しり外 足を興た消事 を加え又はこれらの者を 投流 たものであるとき。 たものであるとき。 たものであるとき。

674

吉 市 超

### 龍谷大学矯正・保護総合センター

保 釈取消、勾留執行停止取消について(茶五、町)

左の場合を保釈又は何何教行停止取頂事由に加えること。へほ九六条の改正し 被告人が、保釈又は勾留の旅行停止中に犯した罪いつき、 勾留状を発せられ

手続をするに張し、これを妨けたとき。 被告人此、数判所又は裁判官が法廷その他の場所で事件につる審判その他の

体若しくは財産に不安を聴ぜしめる行状をしたいき。 被告人以被害者その他事件の審判に必要を知様を有すると認められる者の身

12, 5 られ 波左保 のる音の報 者人場取 財産に害を加え若しくは加えようとし又はこ は四個歌行停止の取消馬由に加えること。 行停止政府について(再五の四) 前のは行

70

122

しぬ気が水南とうる

-様秋取消等の場合の緊急収監について(第五、五) 様秋取消等の場合の緊急収監について(第五、五) なければならないものとすること。(九八条に連加)。 なければならないものとすること。(九八条に連加)。

は鑑定留置期間が満了したどきも、 2鑑定質置期間が満了したどきも、前項と同様とすること。(同右)句質中に鑑定質置処合がなされた場合において、鑑定質置巡合が取り

大學,

677

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

「おいた感・喉に定める実面を所持しない場合にないても、急速を楽し、その姿をなすことができないときは、検察官の報行停止が取り済された詩文は勾唱の報行停止が取り済された詩文は勾唱の報行停止の期間が濁りした詩を告げておした成盤することができるものと言ること。但は、これらの書面は、できる歌徒告人を成盤することができるものと言ること。但は、これらの書面は、できる歌徒告人を成盤することができるものと言ること。但は、これらの書面は、できる歌徒告人を成盤することができないとのと言ること。(同四)。 当ホすことのでうないとうけ、」とは夢七三条第三項中「巻速を彰する あるからい だがあること。

節和二大二十三十三

678

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

その裁判の親行の免除 の申立をすることができるも 松費用の全部

確決した後三十日以内 二十日

679

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

五

76

680

## 龍谷大学矯正・保護総合センター

00 事中につるこ 「接一九八条二項の改正」、 一根本を検定を乗車に近るものではないことを告げなければなりないものと検察事務官又は可法警察職員は、被殺者の股調の際し、あらかし为被叛者を検察事務官又は可法警察職員は、被殺者の股調の際し、あらかし为被叛者 ( 節和以大丁 出丁 出) 681

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

晃 度 台に 方 8 规 定 を改正する 0 40 可 晉 E Bill

対 す 台

窓 死

金

訳

新

调

弁

#

76

H

大本 級 大会 0)

日餐 東大 B 自 本 各 新

る理 ° 在 C 由 . 0 椎 -0 告 定 知 0 者 8 又 往 SE は 狮 常 者 0 T 0 T

4.

方 があ 4. C

0

供よ

拒 将

否に

\$ 0

告供

げ述

心す

題る

はの前調

す志にに

にが逝り

で気

一祖

(4) 0 妈 定

法

--

九

八

益 二項

例

女

12

(12) 方定 法 又 をは と被 る機 べ 翁 > 1. 10 AL 00 6 纵時 宠宜 をに 股底 HE ~ 法 2 0

の官庁 自住出 供は庁 7 2 被 れ取数 なりの いに自

1 W 7 及 己司 に被

683

ものとし、後提者 世は小 の 層 方 氏 べ 名 し及 Ł U す年 る合 B 15 00 0 九供 八述

不て新 す 利 は 開 な被西 供疑日 の な ら 自 改いか警

合いの 、 游 告官 世 又 在往 付 司 れ法 は警 5 取 4. O) b 取 の調 1 1

を水 改弁 正 酸 U. ± て協 ` 会 惩 新 三商 八升 項 会 规明 定 大 8 跳

0)

• 項

4

及

U

九

旨

685

= 無利所を 8 本一 見 庁

弁護士会 锋 学 察界 一早日 \* 奔 糖 + 大 遊 · 合 名会 古 帰そ 大の他 神大 声.多 大 数 0 0 同余 忠 鼷 社士

頭

1 由 供 八 律 适 災 何 縣 岩に職器 的自いに機 際にのすといき のにへべる 行きのきの民の で供 行 。 治 遊 -22 住 所 纸 1/2 い生に登 11. 0 否 法 給 るか明め • は三て \* 十 波

財 能な身 機路易強 0 納

果独の T 0 除 颜 瓷 0 納

高 一六〇〇名についての調査 專 卒以 0) 紫 (三五〇名についての調査 P. T.A TE

381

会

楼

モ 平 平

のはは

他必要

聚

告 告

不 必

六 二 大 - た 三 九 七 % % %

問

夜の

Æ

C 被

告

を人

可仁

と対

すす

8 8

度場

見 合

敦

H 野

娶 で海 のあ舞 15 . 20 · A .. 3 0 お不は む 体 件 和 想 站 C & " 強 告 凝 速る 词 信 成 亡 卷 註 · 傷 な 2 11 付 か 8 6 企 结 K 0

687

686

大 会

僧 印 を数 否 そは る じ要の亡意 い。題同 して皆じ 及 U 舰 25 九 七 柴 中 の地 0) 日 被 係部 分 688

裁判官にその事由を疎明して、時间の制限の定長を請求することができるものとの値置が父妻であるかどうかを決めることができない特別の事間があるどきは、検察官又は司法警察員は、第二○三条乃呈第二○五条の時间の制復内に被疑者

ことができるも る時両内に残り 前項の請求 大野園を (以上二の五条の二を対談) 対状の理由状あると認めるどき であるは、東海に定める ·13

は、検察官は、農利害にその事由を設明して、放疑者の勾留を満束すろことがでいまつて第二〇年品乃至第二〇五品の時間の制限に投うことができなかつたとき 前項に定める事情によって 須とし、同項中、前項」とあるのを、前二項」に改める。) 前項と同様とすること。(以上二〇六巻の一項、二項、な知、事情によって、第二〇五条の二の時間の制限に従うことができな 天災、事炎 い事情

90

かられる

689

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rebabilitation Center

ありはとって前 と二頭で別る〇 で四のるにど気 由ののかび の題あす由決二 こ類的。しとの てが時

って 湖

時意の

以医は 明力丹梁二寸明項訓神內袋遠 てとい义五色に前のの疲久時 留た前が一定に別る意必は一 0 % 不 红 三 災 る成乃郷 C 祭 照 变 と官馬、 が、は二交 で ' 〇 通 管観五の る判集調 も窓の係 のに時そ とそ間の 寸のの日 と 面 る の内と る場間の こ由級や 一てき

691

# O 9

一大乙湖 と旅と引

10 00 pm 15 る一て産

の母きめ 7 左 6 一二 10 4 明明口用

祖在七五

心 任 湖 名

るの項ニ

0 = = 0

一項同五

全 操 飨

三七の

オナニ

2 3 0

して時

, 年間

· 0

其一則

中以限

TE K

前二座

76

十五 緊急技震監神及の檢報についく(第十一)

美用井夕. ( Ta \*-(代表) → 緊急技術を存在でのいて(本十一)を国中がゆきがなるかななな、「かられ」というのだるといるであるとからが立ととして、おめ二六一で一三」を飲みず、何飲て真道してが流れるもるな物」というととかえるま 神心ははち 今秋を河井しへ 紅分を受ける者に対 しんだっ と異な場所にある場合において、春秋県本が方又は司法管林職門は本 正於第三項中「 七日日か見す 七十 きるも 2000 のとすること。 いても、急速を楽し合状を示すことかできないときは 此響察職員付 とされ、ななのないと 思強を思するときは できる限の題のかにこれをかさなければならなること。(法ニー八条に通知) 並押 各然を幸し裁判官以対し今次の町正見し押えるべら助か合状の就蔵の及 搜索又法檢証在言自

ければならないものとすること。(同な)
新項により物を差し押えたとるは、直方に裁判官の対し合状力可いあるは、この限りでないものとすることと「法二一九年に遭か」 正を購不

きるものとすること

複索をしなけえばせの物を差しだ

物を差

えかことかできる

ゆない神能を付ける

大中震生治寺

を求めることがで

前項の請求の却下さ 礼尼上古世 50 7 差神物江 立ろに これを題信しなければなら

など 看守の

お思を奉

疑事件

の助を看好

久古校照本拼官而

OH L かな

物力

h.

ないときは 近期的を発見し

た場合に

いて 其以上

R

職員

の節投為

被判官

で求めることができた

ろの者に代るべる者に前項の事項を告げなけなかを受ける者所その場所にいないとうは、は人の毎年する昭宅、建造物者しくは船舶の ればならない もなとする場

693

法警察 の住居

これに変更を加い 絶せられないとうは、遅ると明の類字をはしめた場合とは たることを禁止するこ 間方 とかさきるものとすること、

で状 0 期 期 なし 9 thi 古 拠 岩 平 終 55 IC 2 なな 説 後 0 7 特は る群る を 伝 設問 计 法 る則 寸 敬 0 5 と適 の用 これ

0件 0 8

96

てき超外 つは際の 内すの一般に件 判配の 所敬被 5 冠 红さ告 1ct 阴 " 社人 4 10 左たが 法 の豚 = 上九强要因法 州人及 等 一料 由条四分形 子罰 調 10 す めて項 る有に

SE L 第た 15 6 1 0 2 6 \* 35 有る 新る 2 0

自

BE.

\$

真

與

٤

恕

10

際 因 及

75

7

有

Ħ

渡

加

げ発

315 0 項出八でたれ 申却 v & # 立 春て妨 提代なの 出現い自 し人 少器 又

し足号と彼び 、ににて皆明 I no 人からかとの人 飲涯 無 所調 九 功能区 万二 で大 8 W 2 · n B

696

へ 訴

法 因

二及

可が

否左

Va

ららくかのら後

た定調 にがを 通一な 経 常収さた 例な件 にかに よっつつ りたい 証とて 調叉刑 \* 11 0 しそ量

T 6 2 2 EL 甚 從 二郎 九の 二胜 条拠 0 8 改そ IE Ø 及主 1 33 法 証 三拠 = 2 0 7

699

三をに、を定刑の類か、刑をでけ 又

昭二六、一二、三 述前委員案)

北 松 至 班 第二 用 九 左 绕 n . \$ 15 0 = 方気

96

四公日 丁 结 股 5 K W 9 往 落 遊 筍 二百三 器四 免め条

好多 おはくいるけんちょうは、

一る因 魚自の のの追 三決加

ならないものとすること(法称三一五条第二項)。

701

つ义のればのた及た人短点 はの 起仪 0) ( が 媚 ・2のするはに件

湖 商相の 行 在 級 の及 び 訴 若 間の状し につる つたた い 级 る b &

在磁は 10 なら季 いと理 のは維 加化 る動機 2公子 と列、 統 易 九化公 I A る手 育 疣 三のに 決上 定る \* C 収と

る当 T な

703

十五 控訴等の構造について

三大一〇二大

以

、と納

があてーに

b

なと 証言 拠を - 15 の器 10 3 檔

705

(昭和二大 14

点

IC.

TE. \$1. \$1 1Z 持 幼 以 はべ 数

新取 为证与歌 多多た代 こいな助 れて胚し をそれて 銅製い湾 亡在图师 でつ省祭 きたの結 る物質剤 合合にに

H 第を 二取 取り 中 口 美 继人 各治 85 E 3 111 6 热粉丁 しがる 提新る 5 6 九

ち

VC

判》

決べ

九

707

706

5 一 男

私 额 の

和 九

側 委 裤

投 会 册 小事 法

BY BE

肠

害

H

常 X

行三六

1 17

×

II W

当たい若れ 學 な 畑 し 省學 の寒かに 在事 請著 ははた器 乙取 2 但 L 以 F 0 終は 2 12 と証結う 数

な 書 K Vs K 社 在

709

昭和二十六年十二月五日

委員長 小 野 新一郎 峻

法

部

控と法く強循 訴すの解化く新 等る刑放が新刑 が、よ選行旅 変の全新り用後 而法 し分的のし頭年 に控てれを請 る結想微個新工 し方法りい すよだのとて 大るろで旧す日 の暇にい法る あい別の処数の " 既 北 う か の 取 数ちよにら充は 割にう新新災、

幣

橀

711

左体に審

護低事選あ法数い所サ下数にろ文判るの

" 向 徒 或 L 兄 複

人・ねはるのと増

正判と第とあるの

を頭てのいり控し

保を刑機でに訴て

でてき向

つ実なか・示

てゆるは行。のは在祖

てのな能す

ら用法な

考すかが解け

えるに関三れ

る。す害九ば

。こるさ三な

い解いつるす判違う

710

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

00 8

B

32

挖 既 合 及 2 . 兆 と 10 6

ての 師 題 のが 申判 St. 液 し能 九 智 場を 化 准 はす のが 例明

が判に 8 15 W はをり 、 及 調 とぼべ 礼すた を水質 抢 自 掛 新展に 趣認規 窓がわ 害あれ

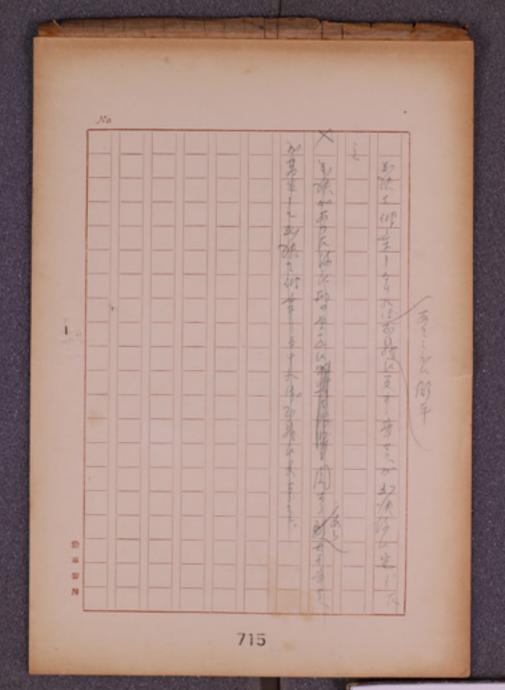
にるて

授とい

るこがきな 旨のこない

713

中文三体(日本ではある) 力があるとなりへきていてい 又、がこる物はつの間ましたこうにもうかまいをくる過去神さる人はかえているののでとぼり、えて何り何でするかける人とをひこせないけるした 力一便一記ひり、は孝之 中心也以中三八一件以三項(声季)又以中三八一件才以(考章)以了 おもとうなかいよる原意の有過機があいのりをはまする だけはゆいつとけ、必らるあれつなれてするとかできる。但し、こ かできるかうなるないとうまゆかのなってもものいっては、我のなる みはおけんが変えないまきのはなるではなするのだとしか 714



龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

刑事訴訟法第三百九十三條改正與網

日本年後士連合会提出

# 第三百九十三条

弁護人の請求により又は職権で事実の取調をすることができる。 拉訴裁判所は、前條の調査をするについて必要あるときは、検察官、被告人若しくは

前項による事実の取詞は新な燈板の取詞を含む。

調をしなときは、その結果に基く検察官及心弁護人の弁論を許さなければならない。 新り誇択の取調をするときは、被告人を出頭こせなければならない。又新な紅教の取

(現在の第一項但者及の第二項を削除する)

能 和二大 == 0 场商谷县案)

で弊 る員 との物 丁見 旅 れ 解 容 ばにい 甲資褥 案 咸 治

条

W 3 6

1:0

6 0

他 前

京本

次 假

Va 89

とな

意 改

は 正

Z ti

案 不

を

罪

r L

足等 元 場 取 理 5 00 E てこのと野は と次か るあが泥で人类 たのその 中 锋 認 理め 8 6 次 を 7 6 计 酸 ō \$ 九蘇 II L 旨は 0 左 左 決検 5 H

汉 四 图

下 与 に

0 2 5

。 與 号

九次

B1 ---

かを

生 加

じえ

てる

事に

決

圣

破

额

な

H

n

Z

\* 582 VL - Ch 一组 25 20 - 10 号加 化 先 規る 定こ する 201 曲 K 節 7 は

こ 但 三

太 和 又 篇 〇 始 当 年 四 拉 九 三 5 決 は三〇 で初九条 " 和 化 纸 班 L所項 決形可 酸を切 類及に しほり地 うす足 優 ペ す का का मि 件 吳 酉 IE. 10 0 K を開に刺 い 認 り B 射楽 (好天:ノキノキ) K & 0 判と厳 取な及 決認定 をめが べつす しる不 れはあ をを又努 11 , 0 開適はの

, 62 53

719

### 龍谷大学矯正・保護総合センター

母莊中 八百京 五卷二百丁 す 処 む 量 至百二十六至升经 なる機能療ののことは存不移 | 前の下からぬていえのはしなるには、 黄马攻为明由事迹 四 特 群ななしに実に をが投こうよ捉つ 九の取りた 参うあとてつ 五 汇 週 及 際を越生のできて **公及當丁與客官** # # K & C A E A E 此方如し ぜから足つ論で 全型 2. 月 7 於 地 出點 6 報生る刊物源 3 8 題あるもち 及比解书の前日 k 0 4 カマ事福下海を 日上大 事的 日本 人清 五 原立で 8年13日末福 7 3 8 7 6 0 交双拳 上安 万 七 日 白 日 節 を被表 以照者 かかこは 五 通明 为 丁 仁 上 一二 五十五日刊中放大 しるか 八百起方次三四一 一三日もどう勝ち 卷上取力彩力者一 利原兹 中州民 及外閣と等か名二 方块工 かでもしまつドー 8 4 4

720

### 龍谷大学矯正・保護総合センター

=+-

- 2

Ø 150 つて 調を湯 验 であ 6 VC. 偰 I モ E 112 2 7% 7 aE 8 118 20 6 3 00 % 00 00 C 454 42 2 定 樹 中事血 美 金 四.合 老 100 WE 6 明 3 3 0 蛇 E 3 3 龄 足 4 70% 20% 書 T 10 03 \* た 3 及 明 日 九 C IT 及 5 E す CF mi ~ ~ 411 七 T 0 10 8 245 415 NC NC 3 災 収

奖 0 63 0 慢 瓷 す 語 2 农 Ł 15 のほしり又のいて必 组 は 要 够 数 加 福汤 1 C 5 de 14 4

3

れる 雅華 はたの二なめ近項 5 K 定 一 97 W 在火 vo < 不 6 C = 2 久は 0) & 七 松 红 纸 T 州 三 8 决八 九 C 10 to we 46 05 - 6 重の 20 房 亿 及 填 三つ 15 -九四寸折 てベー 派はもの 福 識 - + 夹 明 項ののが All 展 物 · 4 6 5 をた を 1 明 九 けすて

= び 計 四 所 6 C # 14 C 2 2 新 遊 00 7 一旦祖祖 は、「は、「明三九三 的明 1 是說 西三九三 成縣 の経験に ると言に IE IT すが ため必要 生じた 四年 课 编 選 Ξ #1 200 华兴 25 退改 8 705 既 with I 成の機成 2 12 9. 法 级 3 群區 45 築 と 明 1 14 古题 = 寸 左 至 超 5 8 17 すめ け、を t C れ・る E d 2 第二項) たときはい It 70s 明 Ł 九 0 は、液 らかに正 THE 5 自 て 1/2 3 10 6 3 6 00 日に でが、の 031 6 の源 03 E 18 这 す ٤ 65 胜 寸 次 3

722

そのであるもでんてあり間つるかできる 母者を第一、野野ののかない、春天 好しは中一家都便はにはした

721

ativ.

05): らが生所のかでじは稀 は、原判決を破棄し 、原判決を破棄し 、原判決を破棄し 723

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

9

すな す 決 控 ける後訴控 これてに数訴 ばと生判事 が明がじ所の でらでたは襟 きかき州 3 遊 0 K 0 0 & K も近も最要つ の戦の定かい とにとにあて す反し影ら o T P E ・題取ほる め間すと 00 ~ 1 ~ と結ちは野き果情、豊 > 版に格 原判って 判決いっる 決をて城二 を破取一 破衛調審

十二 上告受理中立制度について(第二十六)

观

96

, = もつ審疑 のい理 省 とて 鉴. 1C す彼受対 命式 能 计 こ者るいの合 に機略請手 利式京統 一 與 任 膜 が 手 川があ続すつ 大なるにるい 二い皆の着て 強かをい合 のど皆てに 次うけ列は にかたり、 一を上や後 条 强 、 寸 褒 を か 時 〈官 通め式説が 加な手明 一け続しる ·nr . 6 ばは且か なる つじ 5 2 , 10 なと 2 いに判後

に二項といいの後 L 疑 令 て岩館 加两 容 一度化 。 雅 江 圣 徽 岛 世 式 す 手 る続 8 K OI 1 8 3 す 5 3 8 5 K E 2 - 4 法て 四 规 六版が 条 左

10 10 th 一領を でに定数判断 追事めは 別判る ・し手前 法な読項 四分をの 大九行同 一はつ意 条なて普 5 Vs 10: 項 在 な 遊 多的的州 E 3 除の盟れ E 80 T \* すたい るとな きは場 5 E ` 合 签 通 又 四常は 大の機 三規察 条定官

编

五、裕实

命

4

が

略

式

合

合

18

求

0

日

か

5

六

部

月

以

内

K

送

遊

t

九

な

放の例に 紋の例 上台 I る , 52 も进水 の等響 と同の 寸 六 國 る三本 こ 祭 の との意 \_ 规 遊 法 定 は 四四 カよる = b 22 栄養を 一判要 項すし にるな 追場い 加合も 10.01 · It & , + - 3

728

30 c to と湯 一会に 99 は 大 网 2 粂 訴 の楽 次河 NC 0 一决 乘 淀 をに 加工 充 b る鮮 松 Di 終 粉 す

六 五 式 条 敦 の判 改の 正請 一末 • 期 [10] 奎 + 29 北に 提 す 3 法 四 大 89 务 及

多馬 甲七、 じ案仮納 付 の式つ

項命 3 \* 6 略 に と命い す分て 2 湿 6 PA 六 判 一決 张 汇 のよ 改る 正 場 ` 合 往と 四 同 九襟 三级 条 納 化 付

730

大止し

のと額所と

一で壁判つ

\*

追る命前場式

一のいいに列

。と又決かの

もじに合設

すは定い申

る飯でて立

の納告り

法 级 付 人 通

四判のの常

六に数請の

一つ判束規

災いにが定

のて蒸あに

改のきつ従

正執既たい

\* 行にと審

法を執き判

四條行はす

八寸た後き

祭 る 金 判 こ

次と

化 が 返

のはと

729

35

す

旋

追 裁 微 報 业

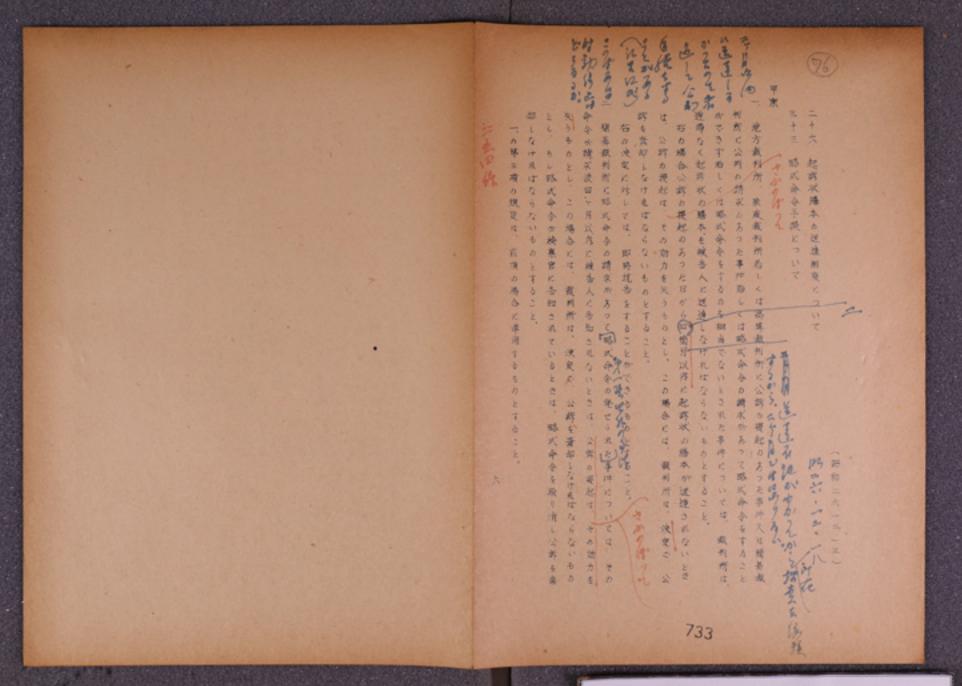
裁

731

した裁

裁 14 禍 会 就 行 AH. 蓝 通料、 れを選 对 鲊 松黄 しなけれ 用又

732



五二 + + 三大 16 E 式舞 奉 联 各年統 13 50

制上薪 0 双高 0 2 相助する音の さり 地方 李 社 被一手 告件 場につ 22 0 10 建 注 中心江

2 州南 判决 用出 式碟 排判 塘 过 件 BS. 10 12 14 上清 3 4 EE 年 李 外件

府 是日所成 K 83. 老四 4 五多游 各分交应 \* 力华级 清但 被分 辉 成 多级 藥 命 為也也 0 3 3 1 0 10 10 10 11 なすはすた 化成門三流 块 臭って FEX 春上命 るいかさき

10 对

るいけ すも公 福足隊もの判問 9 基 斯哥 LEK 前列 改 知 治 4 5 人口外 12 摄力 異多哉 級斯列 如 简 析 勝 な を は 以夏 路以卷 A . T -12 起 卷 17 第 お牧し 00 7 股际被 多本告 題を事 何 被 件 专业化 置人つ T' K 3 力进公 10 種制 上力施 的 件 生

を力蔵 张 · 利 3 5 3 起儿后 北 米 勝のほ 本 0 品题 送にも 建性人 公被清 判多求 関人小 題に为 と何つ 力祭を 原价为 左 为 每 34 海 E D 力 场 4 助公起 歌 子义部 那世状 間被力 1 古路 里人本 4 6 6 0 英进 カ凝症 k or T 中 な ル

のす水樹 とるす物 为极 る利二州 0 と 州 と为 小 壮 0 0 ことを留人 90 E K 6 北村 こるために原 章 8 州 万 等 期 指者の日か 4 人 6 雄化块 しな起と 付 群 越 群 はの状 な様の基 4 2 4 17 額 百 も京瀬

- 用

芒 九 行

3 7 5

为万卷

8 5 6

力在火

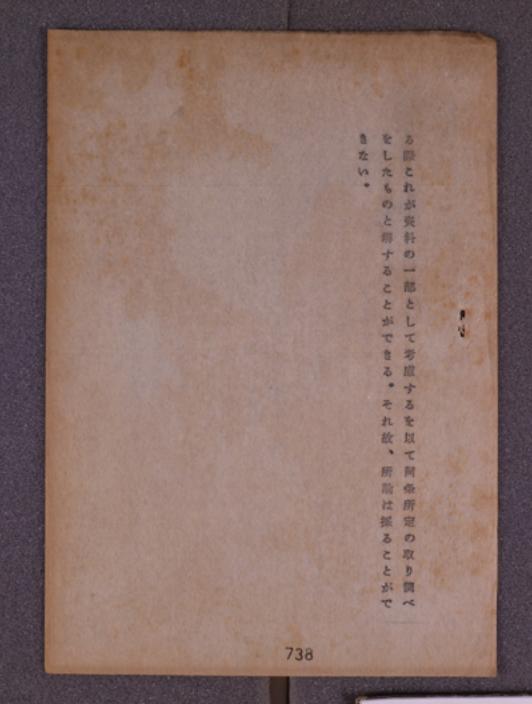
E 11 14

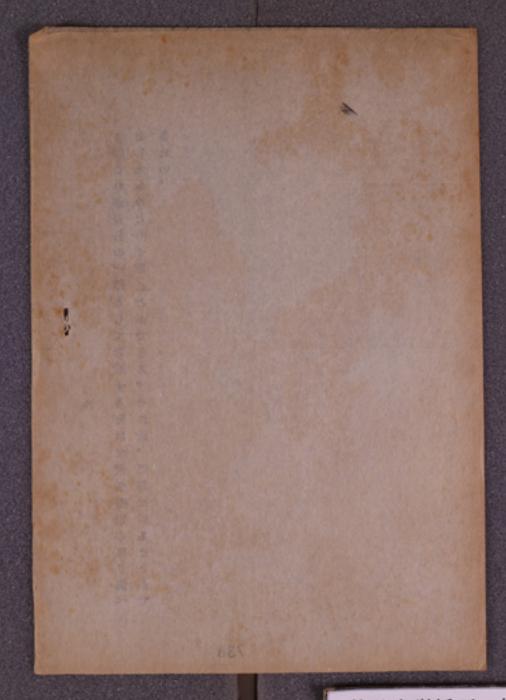
735

734

然な三にそ一人植がもわれ上 るい九つの六の書、のるし告 三い後九弁智計はがる理 の魚てに丁度で代手上か由 提一人あ金六告ら第二昭 そる項籍すれら林上円及一点年二 つ項出の平許仲と明六決〇月 てに崇秀時に思れが月は四一 ず 原因る助一も竹は本に一号日 前 录 はるう結何つか平代し容益一 0 I の認なに書る片一ガの相告法 10 証でつ作をる平にうは 当事 哲 40 弱あた成提の時売ス相多件判 問るもる出て一後の首目一決 示 L 九 しらでたたる題て取るあ な刑あ書の、激得にるる 0 は け事り面で而さたよと事 那 75 ば殴のあって豊でて景間 な法量つて上品あ得しめ TIP. PA. ら然足て告はるた

上公原で原を不も独らる刑右ら法 明刊等原學要首な發力たの論る第 5 差公審のしてい官いめ量点べ三 かで明に弁なあか及る欠定にき九 な複類提膜いるらびのくの対も三 上 信に出人もと、彼でこ不すの条 1人かさかの間本首あと当ると第 ににいれらとめ作人りが又相個一 配とて現被師らの又、では示ず項 係れ能に皆すれるは且き判しる目 にを趣配人るなと介つな決 よ示意録のをいく題そいにし りし音に利相よ州人の場影か 本でに最益当り課立取合導し おりのとなの会りにを、 量見き込たす場事の問限及刑 刑弁介まめる合與上べりに即 不解論れにのは如しはとす三 をて本み必匹な必れべ九 2 の問しか件なず明けずをき三 胎かてり独らしされし取事条 2 BE 热 拉 ・・弁に領限のいにけをの 破 判等人付証問題のいば明然 そがはしはみかでてなすは





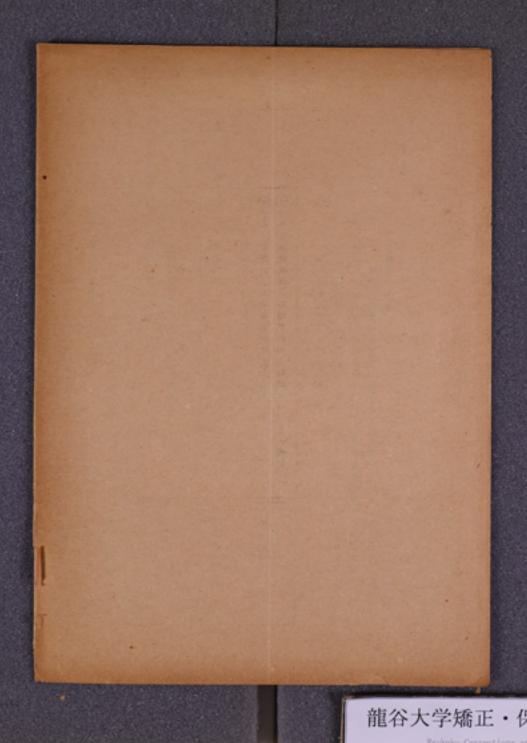


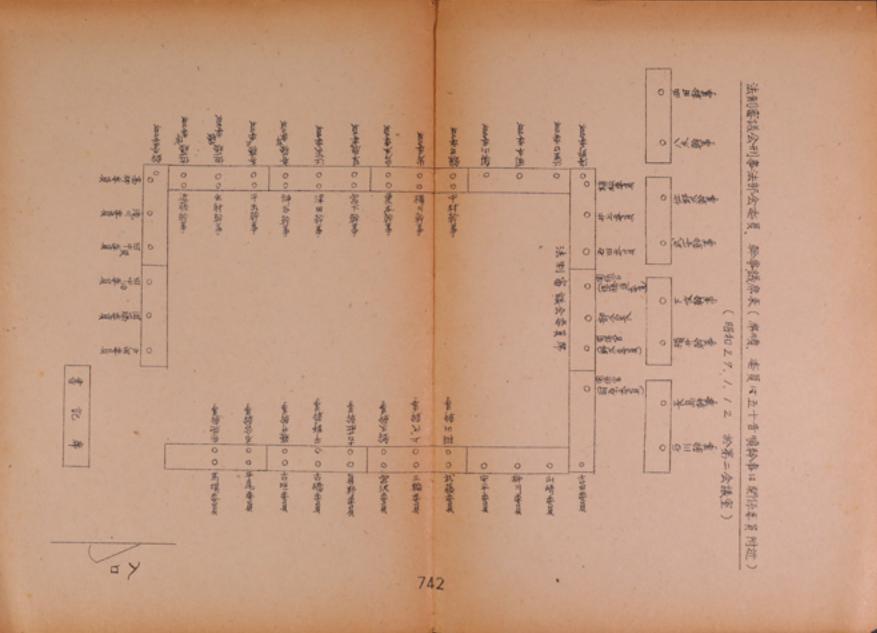


全 (	三正 職式命令平龍について《一部》	二十 指数費用の質担の免款手続二十 指数費用の質担の免款手続	十九、関連弁護人のために察した修聖教明の異様	七 超人出職費用の前年大、勾引した証人の毎所大、勾引した証人の毎所	#四城外の教際統行(出財幹軍機束) 世の二、機聚留の指揮を分りて複貨を行う可以等限教員の管	へ遊び、但 名 九 句質の取消	会 た、逮捕を前提とし及い対状者の勾領 、 郷土町小昼英 五、忠新技の勾領資ポ削減	(東水の・ス)	帶一回小車員 等一次に取り上ぐべき間根其如何	昭数(年115) 議 瀬 (希 実)	等
対論の上後期 対論の上後期 が必要及び仮謝件の患 は延期	到 対論の上世期	対論の上起期		0	対線の上批開	18 1 (F)	対線の上屋頭		三四項司名次定	審議該過及以結果	(脱りも・1・1・1)

739

	《班子》(四八安員	金		(西洋八代)	◆ 線 ▲ 國 小 参 英 湖 //· 5 >	《田珠·伊·达
権利保銀にのいてへ代異 を終頭の場合 公済祭却、管轄頭の場合を受けている公済祭却、管轄頭の場合	②正 成果取消、勾質就行得止取消について(投幣)②正 根果在否推告的の側度(②正 根果在否推告的の側度	②三 春刻侵収について の お前の勾質照用	上 理練夢の構造について 八級世出)	②三十 訴訟債用の資訊の見除手続 (代表) 提本)	二、北海前の労働があつ戸市外の関係公利年続 ・三、保収取消等の場合の関系状盤について ・三、保収取消等の場合の関系状盤について ・三、保収取消等の場合の関系状盤について ・一、投利所放じついて	ですべ、有薬の信部をした点については、は関連別の透明が ことの可否 ことの可否 ことの可否 の主の主、機能等の指数について ので表し、且の関系な証拠調予能の特例を提ける の情緒に減外の取締視行について
対応を通ります。	計論の上延順	対象の上位期	対当の土世間	\$ . @	対策の土地料	新鮮の土田田本





(76)

田藤

かの目と版

送ってきをかいて可能があっている。

た は 合 く 一

\* 188 185 118

正でまるの

文 书 寸 法 改

及 り \* 律 正

び》本案案

多近案のに

願くも起っ

楽国新草い

女会くにて

別提案き

りる先重

物込の物

考あ課力まりをを

京法に謝とか

す 律 折 い 改 係 ・ 楽 湯 た 正 訟 の 中 し す 法 藤重艺

2

昭和二十七年三月二十八日

在務府檢務部長 四

en m

朋

743

龍谷大学矯正・保護総合センター

刑事

刑事訴訟法の部立改正する法律案

744

龍谷大学矯正・保護総合センター

で東 前度と同様で

以て様 裁判所 12 か東 の精 华 16 2 父は職権で、 快定

告 召授 正白石 出題しな

\$ か進七 かある

は対 知遊 右 認め を長衛 古な理明があ 白者白真体的 2000 行為をし 3

栋 件に 遊

火の =

校原市 日 敬奉 K 1 3 坡 湯 3 0 4 に対 43 保联者 8 6 单 4 は する

收力 停 土 m G 9 3 4 et 祖た し、質 その書面は、 4. 下 件 8 土の期間 5 限 19 建竹 0 -7 3 2 % 北 海 を を 赤 \* 3 15 Te. 4 H. a 3 IT A

よる政監 2 131

K

5 就 地の 塘台 護进す 0 場所に 稿 三文文 돈 引 智量す する = 4 747

17 北京都都 黄 L III くは見 狂 5 E 10 聖 料 N D F 皮 睑 Ł 3 8 世 爱 廿 \* 2 0 15 支合比 を使け 巨黄眉 正 8 . な理由 延鄉

-藏 定個魔状 K 改 楽 £ 横 次

E. 所力 빰 理者 お経費に 日本の 2 2 又立瓊瘦 0 8 西田 5 超州所过. 可以答察職員 K 坡 人を政权すべ おすべる病院その他 の病院と

京項夏 7 5 0 10 加斯 11 9 \$ 是 T 版

前机 0 22 1 竹 0 時 弘土 介 四 概 **炒 凯 魔** 5 9 2 1 増の状 - MY 张 寸 晚 20 er 被告人か

0 十湯 様 な食用規以整 取 3 U 智 夏 期職が過了

十九 毕

お事上第二 百味但百 し、人事 + 14 + 2 八井四力坡 口來事係服告條八白問 3 5 M - D 3 0 む上摘 类 コ郷東 用 + 胞 か異を C & 7 3 2 るは解 百五 2 - 11 位 を 載 再 0 8. : 6 つかり 自比若 已篇 4 42 不 0 12 利費正 用邓 p. ~ 截 蝦 2 供に判 数 0 星 为調 を 張る東 \* 4

刑 加 12 依 班 長 茶鄉

かとを所二等職家せ数を M 2 % 11 を認る外 更为二、犯 6 9 5 4 提見形力 長为匹包 寸場30 るめな用 二二日 17 秦 七股上人 折り 終又 あは ご 検 ら 転 西東上朝 5 衛 8 三 的 耳 亦 の 練

所 3 H 8 か所産 件 と と 職 在公孙典 3 11 E T E T 7 × 3 A 5 KK I S K 0) 处見 所是 寸 将 速 E 7 m 3 二馬匹斯 3 0 749

- 4 -0 段 9 70 K

膳则依接

东 表和 送 20 君 3 脐 8 4 V 4 起訴 聪 歌 M. 12 土死 4 农 告 北 25 25 18 K

疾悪 报光 西 楼 石文图赏 2 tt 1. 差段所以 为 1 苗 校 《 苗 麻 日公官 世州及 源于 10 一选规 4 K 5 X t 4 Ł コス大 0 0 12 然 & 於 校刊旗 0 ( 0 意 克 证 首 \$ 0 B

= 是 百色 2. 2 想动 E 3 い 事 2 件 D 11 中 網 万易 9 3 上刊 据 于 为既 5 0 12 \* "

\* \* + × 35

4 B

2 = 18 -\* DH 2 西馬 景 9 8 液 有 11 - 1 人艺 古田神 丛 张 奏を C 8 2 五山 # 2 収前て 2 4 を 版 は 17 0 笼形 公典 2 16 # 131-2 更新 34. 10 A 版 を適

贵 教 4 95-2 注 ] 弁 年 件 4 0 如莊 在果 馬比 2 3 # 41 7 6 二 推 Ł と黄 英俊 色 規 望 実 m, は, H 8 2 力机 此卷 つ塩

現 晚 pt.

除 公布 7 版 六 公 コ様の 4 4 疫 # t 界支前 # 0 1 3 4 5 五八支 + + > 八九元 怪機 # 1 W 15 号 坟 n 10 20 0 751

九 典 のの例奏 阿取典前 七日 774 0 \* 义力族 告日知黄 K 改 D

二上弟弟 北 阿 **斯** K 前二 二 旅 被 0 777 意义 K B 9 武 果下

死 Br 3

上上 0 0 2 + 土 上上書 弄路齿 5 兼又 水を 6 城下 17 流 K 4 效 4 3 6 3. 2

東下し 7 7 0 0 故 故 2 Ř 8. 七世 攻 聚七 F 16 七寒 10 3

750

上概 親 华 比 狂い 5000 も数る家 整起寒原 然 報 東 也 書原で C 質剪 K 70 统 瀬 8 K 表ふ既適 1 7 1 西原 为 为 = 9 20 =

前百 意力比

石 か 第 = 2 2 8 22 和 安 双章 調店 地し 15 3 6 4

本界 5 11

改 恭

D E & 上 琴 格 A R あに在看 の政八九 4 = 旅 旅 D' = 夢葵 23 7 八惠

學主人 三限影 在 9 福 十九九段 = 4 4 悠ん " # B 2 4 华 P 6 英 脏

减 0

九中项丸 1 4 5 3 0. à

0 %

八馬八馬差 12 E C E 改任 0 %

表 九門服 條次調用第 九 張 三 碳烯片石 果次八 . X E -多物多 展

753

752

路泉 0 6 % 讀 次 -選舉法与 45.

K. 5 15 位 亦 略

50 衛進 月用

聪田原 は次いき 上湖和 走 15 15 2 11 2 はてる 松 全新公路 岩水 0 4 9 10 4 4 消し起の 5 B C 25. 4 5 ( NO 0 H 如 值 力用 此会全发 近外失存 な 見 う、 E

多七式当 株 月 Oc. 十 体 九日十 A B 第十以 当九内 在楼上 十里戏 後尾为 755

中門定 11

754

# 龍谷大学矯正・保護総合センター Syukoku Corrections and Rehabilitation Conter

3 11 気でた 平 日

あか

数 5

成 施

山事

從

· 湯田

6 8 8 新 RE

の 折 半央 H.

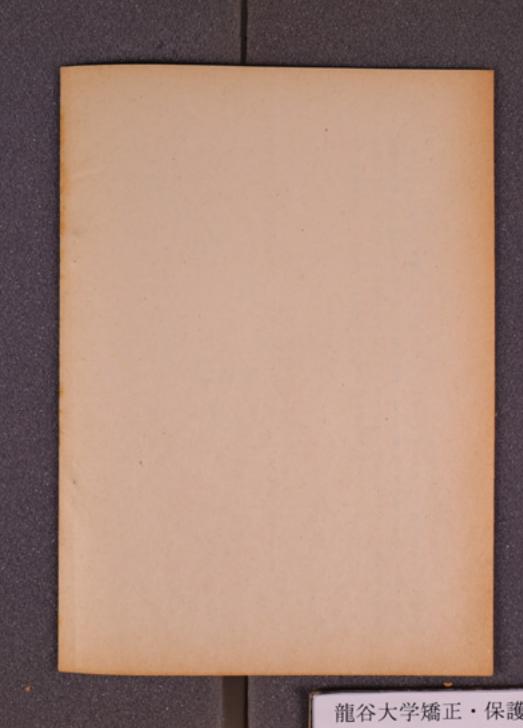
級の大前 下 學 関っ

内の機 THE 据 11 D 大為 5 4 6 + AKH 佐 る新題 こ姓し と 巻 C 9 C 3 1 8 0 + 础 0 11 = 2 及水路 w # 古 龙 \* K + 1 = 8 根こ 學上 = 2 項っ D 17. 塊て 定 被 比美

か春

か比 ·

757



. 6 刑事訴訟法の一部を改正する法律案参照條文 法 務 府 759

龍谷大学矯正・保護総合センター

# 刑事訴訟法の一部を改正する法律案参照係文

(榜樂日改正都分之水十)

決定で管路施を有する下級の数判

する数州の我州所

上機の裁判所が

最初以公訴

760

A -歷起 10 15 . 2 8 筋防っ KI. 子、第五日から二 廣州 世界大田衛月ご 3 8 大きたる 馬合 大を 受許 十五万 55

12 18 当何又は 途用 n 2 2.事 放 告 R AC Ri.

第七十二条 七年 与每次 於無事存 九 比 無戒員 0 於案事 春於 馬西 光 7 5 推 书 司政際展職員以 12 その 教 幻 野兴 引果

又成句舒欽 取出人の現 43 M 0 3 20 有利 長は 於事長 の接 套 5月

北於華夜日 その 僧 18 6 0 扶客 答

七十三族 とうせばけれ 16 0 被布及云母到秋 XII 与智斯 子统

秋とつ 指史 4 10 欠我刑 所せの 六契何官 0 8] 数 別殿 LIZ な人だ AL. 成龙 龙 TE R 第六十 大连 粥 1 司以及

被告 2

を所持しない

於事 実の る蔵 2 3 さないときは、前二級の ROIN 易炸 战行 わら 之放 9 4 4 8 R る、おし公 周 見と

+ 0

域 だ 12 雅 2. 20 悉政 しくは無何にあたる様と

K 9 宣告さ 死門又は で見け 我期前 五年 1 M. 5" 上名 0 4 及長十年と 超元石 務改若しく は無何にあたる故

微 to. 為兵 2 藥館にあた 4 衆とむ のである

於多原共用 して罪を 和 R 800 14/·

\* | 1 0 寄を切え又はこれらの者を畏慢させる行為とか、被害者その他事件心難判に必要な知識を加減を過減すると続うと足りる期的な理由 下 相 片 るすると 福力

10 0 n 2 九分 有 0 拉奥 程成又

762

七

8 在 許 性 保我の 神水を加 次文 於察

RE くは町産の

原状と 发州州.

我何所以 14.

楽官の所水 とよい

第五十大縣 美別所は、左の巻きたは、第五十大縣 美別所は、左の巻きの一年、東東を以下原教文司司程の教行一 被告人が、教者と変け正当な遊工 被告人が践立し、大は思立すると
工 被告人が、被告人が、 被害者 どの地帯作る を は、この成りでない、 を は、この成りでない、 を は この成りでない、 を は この成りでない。 を は が と 表 う る が 当 な 変 数 が ある とき。 を は か と 表 ら る が 当 な 変 数 が ある とき。 を は か と 表 ら る が 当 な 変 数 が ある とき。

被 告人不此為 四人不及居の町家 M

程 旅 纸卷 功 独在 教授 B の 航 特 水 0 2 0 2 3 大大 农 7-展正 裁的

江原原序 箱友し 0 2 可 0 源 本天下 打 は勾優 北 歷飲若 0 政府時 於集 0 可留 被 87 告人と 法警察職員 序止 又日監依官吏 オナ 收 弘 决 は tr サ無本 於泉 H 2 8 なる時期 764

成を利 8 前 政監 0 技 展 収載することができた 成的停止が取り消え で、前減の現皮べあっ 減の毎回を所持しない to 8 3 1 おらず、 成し、その書面、たの書面、 映集官の 2 煮 で合いないで、 なり 放告人に対し、 原数五 5 から なりで、 なり なけれ とくはなする

和二 颗 0 規定 松鞋

W 大十二英 見 凝 密 40 粥 大十三 大 7 第 の規定は 第七十 四典 一格 双式 2 界 W + 7

る中日 學工 5" あ一郎 る機 2 0 - 31 野天寺の教行 塔 12 旗皮 男サ その世 HE A 9 8 遍旗 世紀 在中 ある 州用 K B 三月七日 寄置する るころ E K 15 本 5 10 3/2

× 起言 新地 - 1 以为海州 2 での 旭 i 正当方 规

上なせなな 比此 15 压性的 貨管器 しにお者 位 又 位 征一位 富 題 2 本 の 起 料 敬 1 0 0 发及で精水 11 8 8 は、彼世 せた 0 題 及成此 を受けないて た費用の 正告な 返 班 田

百大十七原 裁判所は、 衛一次の可変は 斯斯 概を火 となっ を発行 要がある 期発その 此版 0 程 ちな 0 遊光をさ がは、放出人 改造人を密置することせる につい てば こ事に おおる 8 2 あるは

場所の皆理者 中 2 100 見は 践施 × 2 R 21 司藏克 其樓 州所 寒殿及此 叔 (4) 当人のない。 有 すべや病院 宁 と全 40 他の

てこれを専用する。 切留に関す 最利所は る規定は、 (85 ある M. 211 Z 8 滋祥人 歷史 14 此周十 問題の 時到 南周とぬ ŏ 表 場合を為 虹 樹 10 赛一 8 項の信置 できる.

る規定

この成り

で

百六第 + 四大区 0 中来 K 2 ては

前項の K 春日 首様塚一項の総行を停止、「の宿日数の祭入に対しい 銀一項 教元 B W 取り消され、智里状水れ 九村の北京とのは、 地村の北京の日本 被告人が母費

十一条 規定を津州 处分 又は 質選の 類面が寄丁したとの

百八 51 15 利の 古液を この限り 食用 - 0 足の対 計 の無費用を的行する人に訴訟費用の金田 全部スは一部を異様させ 15 網 766

放 省 べき事物 町の 8 故 鬼 被告

L お在にあい K By きなの

TST. H H K 年回っ 比 上 新 密 武裁判以問 又世母家 波響縣 老 0 戦員 る養田 4 は正式数判の精束 被 北異祖 -DI t U 成者は た場 學院 A

兹 灰这 8 蕊 要

N. S. WILL 放 书 提者 = 4 調客は 0.0 湖市 應 英 2 联 柯安 二五日第五 完成 典 郑祥中 10 45 12 行於ば社 4 2 らうなが 米 0 r · 10

それなる方を 0 = 70 裁判 波图 周士 艰 あり 延長 PJ 新水 日は、 B に公 R K 5 H KIR 被 h 昨 前 政治の飲 越 ことができることい 0 二次の変数の変数の 現皮に 大型後春夜 後 在 四 五 命報 × 9 8 K 祖鄉北 #] 110 5 M 國門上 大文 あると前 町項の 121 飲期 疑長 2 於 周 その 2 207 200 Ti. 典 雷 た 版 4 長 10 3 8 ない共初せの地の関係人又は 斯 液 と概 \* 12 題 る比較最者を飲故 故 じて十回を超えること 5 2 1 K K 7 3 延長する 可明 のおかいなり R C R 大阪 8 11 2.8 報の di: 一般教養が多い、 対風の期になるない。 0 缺無智 9 0 11 . 04 前海

0 1 5 發练班 ZF 93. 坡 R 2 对 松 檢 帯 74 15 3 2 て坐夢 2

姨

₽ € 松 樂 前 於 4 項 Z. 放 3 Ru. W 明教 安原 治 并 約 在 蔡 4 鬼状 九 読 0 枪 陈 12 7) 4 -32 0 规体 3 則 0 2 校 定奏

胨 所る身後二 0 外云白原为 3 大 % 丁十月 0 100 則が被 疾病方方 きを 次 弟 = 0 5 3 るなのの機械を放棄 0 5 3 6 透 幼 游故 粉白泉 し間 敗益 79 Pt. 及於若 び紙差 N 10 4 ( 10 12" 2 (1) 5 淵 3 4 3 間湯被茶 n 2 2 2 45 所创件 200 13 8 押以はべ 华 8 36 报 杜 晚日 檢益 0 立 年 差 A R TI. 檢 8 哲艺 施 12 0 12 B 把着你 典 李 B 8 門士 Dr. 822

768

かが二 悉 5 起放 てお 朝前 本 日コ 2 田田 655 致点 41 莊 8 発 燕 急 鬼 庞 29 2 大 Chris gay 16 李 1 する き続 馬山

5º 12 55枚 教 4 件 9 8 7 鸡 H 斯

戏 老 明 水准 カ繁 热 Z W. n 英 在前 敦

光學 摄 9 38 四 形 20 又被 豆 强 2 4 12 % 鬼 迅

七度二 西湖 10 E 出原 254 8 勝名 就 栎 の規格 3 文 檢傷具 杂 文 A B 七次 場の 撤絕塊 98 寸 定 事为日 務場 日白日 又 2 湖 H 10 呀 () 屬 坡 7 6 答 185 縣 75 资 1 農 七米 判练局 官成力

黄 花 鱼五分列 ス + 皮 g 12 在 的 5 福 0 岭 M 馬合 おと 枢 2 で場 \* 4 也原 押の機匠大 0 + 周条 度の 2 馬 平台 州 サ平 0 4 典

策

第二 B 3 - 一 以 由 此 日 本 0 12 対奏方 却 劝 の世 州当 恋 22 催 4 止羅 U R 0 6 4 E 0 2 站 0 生 鮮 故序上 日功定 12 0 12 4 110 . 5 て供 2 1 40 祖者の 12 就 対 削進 門が -7 难 立口 した対力

姨 10 JB. 0 趣 a R 8 に起訴 の路

期末 サ 胞 a は 4 140 \* 8 90 放 序 2 50 奶 6 12 动 200 寸. 4 0. 25 24 12 2

10 成於 4 1 0 12 唐 11 元 20 10 がさる 3 X 15 12 # NS 0 コ人連 尼水竹 2 35 K B の発 起れて 日治を 心事 政助 11 2 起 我游 判款 対の 0 1 規則さ さき R U

尼二定 0 鹿 Atl Di. B E COR Œ. 逐游 游 0

二段 体 か思する の対 次 月 13 E 許 狀 0 愚 水 05 忠 遊 0 R. 12 1 許

安 隊 石事 2 係以頂腦 全 正 定 5 8 2 部 放菜自 O' 8 2 間 日 3 查目於 4 4 10 2 26 び他決部 并撰 被放放 町の 各納 对 观 22 6 姓压 4 5 教义 的 B B B 事为物学 外被 沈 尼雪點台 3 1 6 0 て磨ス 陳利は 进仓 J 1/2 4 为.接 0 機丁質 命る間 2 R R

節い三級が対 の陳放りた 選 0 18 35 E 2 3 1 起 信 縣 術 娱 四泉山 12 94 恩 限州の りはず 施ひ 衛祭際 公自し 別包 手 5 起 號 歌 然 12 色 数 2 4 0 コス能 7 1 数 都知 則謎丸 を下る昔の

770

769

30 斯

避 斯 批 DK.

五 次 列の 限り 愁矣 数

聚

图

鄉 旅 哲有九九 在紅 -官兵 1 泛线 34 00 見数よう 9 2 巨块 2 - R 3.

二事 みな 二二次き 意思 原 3 0 出べ の数の 係る × # はささな 2 . 股叛 いて、規判所のほじった。 とすると に事件に \* T. で衛 又日于町 D. 框 M 哥 5 些 6 生ぜ 2 や事行う 4 歌 0 沿岸 旗 照 老 の納め 易果足 3 T

順 序及 ++ DE 液 で き み き 長 ガ 所任 放祭自 故告 大日子 漢 2 跪 狂 裁 湖 の能 图

の手機 I 銀八百 00 燕災 莫 2

2

院 2 1 て機 21 所以 -察而現在 -位 条 欠め 2 の原 九脏 · B 4 調を労 双 問 何 龄 炎 0 % かって 宋 教 しなけ 100 · 與序又日方士 # 3 5 の放告人又日井 の次と変更することが 2.9 こ 膜 81 なができる。 を題

西の遊水 係 納 取るのが 0 肥可 異 图 6 3-ル 为度 他 0 1 征 灰 在 dt 30 歌 K 9 5 調み 2 2 3 K so so R 3

異 栗 す三使 K をなる 3 2 東る 据湖 15 乃至 能 祖 題 な 人后 B なさは 於泉 岩十 位 大 东 3 0 さぬ鬼 限度 7 2 他 の証 部 起

R M 包 后 原 原 森 問 为被 定 D. 91 12 路 鬼 0 裁 14

る友盤 七人史 放 遊訳 .08 遊衣 跑 求 X 4 告 **战** 以 因を款機 放後 12 2.15 の人談 限也 き光調準 尼毒 丁用 围 檢察官 水間 被さが 告 き林 100 . X R # 3 # 0 旗馬我 人台門 0 日长 新 西 区 水心告 7.7 3 0 2 0 4 žE o 1 2 西 先

の列き吸用は A 变更 20 25 8 00 12 檢 泰官 B 放 人又古 炸液 人 0 題見 4 郡 語二 悉

2 被 故 2 12 胳 并機 裁 州 おを翻説さ 12 既 せなけ 79 所書 BE 記したな \* 极 n 0 4 张 部 875 1 祖 T 12 35. ど水で ては

772

771

西 口 概 る 書日七名七島列用の株外条角所 · 七二并在就取 二及判查 自 观探二立中看在 V 25 自自九の町く書 のほ親 及所以 故书 及 把 ナ K E 1 2 12 4 B 5 \$ 2 40 の新 力能力 歌さ 御世典 石网 5 R II 中田 自 5 40 での書類 它問聽

部 有 物 3 4 T 0 2 2 10 观

老二百 嵩 百七 e + 0 瘀 湖三百条書 十规 公乃一定意哉 里 栎 2 4 期解 日日二 2 5 0 R == 决 口纸定 7 B # W 35 盗湯 BEE と 四年 然所件 四條 3 B 5 方面的 液烯 2 五 日 2 0 加七二 を操ニ 門中西 规九 乙定十 とする

施

啊 T. B"

た節次二され郷 被出 0 刑 七十 . 4 0 先七条 丹直除の 处 5 × 状数 15 尼及職售 20 心の死が 10 出漢丁 B. 東却 29 方す版 为利用 5 老公林 K 8 × こを存 3 Di. 115 6 3 4 15 丁 瑜 在如縣 港町自 A & B R B 在 看 赤 () 漢 4 A 放 8 生の 1 U 出 趣 \* 旗弄 45 全 発

入次 先で 奉栋 失及 出が満 KK 十五 3 03 2 12 3 狂人 舟と 1 上 お出し 府 周 14 見さけ機 0 4 Eb. to the 中, 是 10 场 な 及 公台 3 20, 判日女外 山護 9 2 0 11 0 监 展 L 2 8 2 3 るな三調

次 七 发水 出 K 公野中る さ外 學公凡 U 44 20 174 他のりす 意見口 3 4 12 R 康 4 4 1 375 73 寫 4 0

3 香 + A 機 英 照处 击 下る場合は 9 九日日 か発 10. \* たとする地 日日本 判然 2 更 25 1 J. 15 n 9 TH 塔 40 A

五百五 廿 五 條 5 0 12 8 し与場 趣 岩 長 B KE 0 四点 人定 D. X は歌 先 廣州 1 3 R 葵 左 歌とさ 12 15 0 7 1 年 255 2/8 の東 限納

果

葵

す 応 馬 深る 本 百 在 り 百 列 元 芸 五 十 、 百 五 次 九七 铁麻 十旦里 - 12 様とガニのすえる 与祭山为て二 山區の三名 教を記される 日を使わ 9 烈 南 12 姊 いしる 品 Q + 公八月 201 日起 0 1 E 3. け馬 3 4 他老 9 致 老 OZ 佚 遊 2 公 内料斯

西では二日本 いるので + 故名 己物 人五 X つた 米米 商件 10 0º 25 部於 34 12 すって 5 8 12 前 異扇 渡の 娱 2 10 R 进起 20 R U 2 o n 日の日

る。 道 三 15 用 0 24 郑 人 印水の外 25 0 为老 0 0 4 48 は 城 IL E の 供 海里 0 2 % 联 口 9 2 者 86 B 包 供 放於 1 3 2 2 世書 20 で挟

774

REGEL 前か知てく 且所二月及供 3 3 5 不及改为才体 七明期近今百四周不 きの名並のメデュる を放着 る歌のが使りるり 4 × 在公符里司書もくが の 門 E 水 A 類 的 日 3 所 務準値把を入の欠さ 在 果物用罪以外及資企 不矣 左若中事名の 並行 1) 明 道 不美元書を 打 と 若 是 日 卷 さのの我恩果さ して機界公に用 〈原列〈 在公院首對力于及又母心 各列のの単いべ民は国を目公及 下在将下方用分外甚日刊甚 利り本のない日だ 前面在大公使为点情るって尽力 題りたく判送情と彩たい時 のおもて顕著記さりめてかい 規模のと目がめ、く公司依ては さが足死存性日 でおせすし公準 火 速 で 小縣力当11 ' 为 判据の となて精 どの勤着供つる機 口供有さ料日 蓝 も 風暑 に 準 たく 限のすし限者おなが述が必 動るであてる人にい見をさる さ は はて判せしさ ると厚 公司期 九 な ど水体 利の日務とい時 3 8 0 期次及神さと神 · き 故 日至古首

すし教性丁庫 南 「 . . 1 火養以ぞっ在 太利 外 0 き島の供 装 0 施 差 2 0 H H 2 2 3 小果 5 R ZX 四 は 老殿 証列 36 所

57

8

知 & て事 人自 1 15 て 明 界法 周豐 仓 燕 9 点 # 7 25 美血 正能 世果 像-包 致恕 さ厳 00 6 RR も書 0 改 8 14 8 カせ 20 と 供 E 11 供着

0 0 5E 80 及為 3 -治 海 果 0 在魔 約是 版 12 6 1 A 30 書の 面 5 でず 魁 定 2 宋 弘 10 10 R 3 4 % 5 5. 5. 14 2 2 \$ 10 57 摘 用

授永英の名三 た被が弱とで最后る傷た するし きすの人る自力 3 1 + る三さのと白さどは二 き木る係を公り間でとさ神条 る列のたが 131 到と準方いで又の被 と 層 き 日 あ 書 終の欠き合分符の人 E 9 6 4 15 15 19 W " 取图 感 の 京 げき列こいし用 は級 る 日期 れて す 書限日をも被べてた 8 3 0 % 古勒華人病住世 外已万七五以光生甚 ひずー 木のガス 書を供めた利下板り こ 焼 塩 に 当 版 日福全火的古之人方 火飲水理事れ及入 艺足其其不不力 のるしきにのも割機 もてを万里水の塩 切び異さな 4 8 华 级 15. 19 実 取 8 意思とのし たとぎ米た 日認各 0 7 犯为限任前 九 苦 9 19 8 电面 名 被 O It K 5 加多人 左七色为の のなり者 776

N = 4 8 8 N 二混卷 易火心 9 12 SE W. 0 % 图题地 左才取 書 日 年 園 联 多 0 3 4 2 R 佚 歌 社 15 机 4 息 172

- 2 E R 2 % 启 奉正 2 4 7 0 英数 岩 格 面具 . 5 8 DC. \* 00 肥 巷 DE.

多様が過 が就る公 石石 4 日 矣 在 の施元者1 のそっ様 年のの本 化寒 花務の他 別の公公 丁選等棒 七塔 3000 确题作外 沈在 政 哲 0 12 1 10 下为社会 概 0 成作 さ ぬ B & A 12 書力 面岩

775

龍谷大学矯正・保護総合センター

歷 供 鬼 谢 块 0 供

+ 看三 四 7 8 三 内 0 3 害四课 包以 た列 使期 で目供 在 日 遊

と牧一が百 人乃或十已送 O × n リカ田前の赤大変の大 のしのは飲料 丁相 化 为事用 三火魔 3 限供 蔡 土七 府の書

世七 块 丁 逐为除 当然及 7 想故 to. B X べせなが 1) 炭護 世 进 W D K SE 方台 七 在 死 0 8 0 12 告書 面 面 被 を区文 人教 歷記書 が 告 延献 0 出人 K 6 178 関が ナて 息 1 #4 左 関 为歷义 2 出 は K とし公

100

書面 20 門田 しる関係 日の 老學 江輝 K よりそ 3 故 35 在 妨 DE. 1 x 4 佐す 42 人为 2 2 0 8 地が の者さ

A. 左 7 0 肃 12 は 2 2 公 全 到于 J K n of a

12

郡

x

= 8 対 BL. 利 \* te e 8

+ 0 っ度 定 31 鹿 及 7 7 公 終 月庚 提 C 判机 所在 RK

778

二二年 黃 五 二 新胡 提の百人 七张起展四日 0 % K. B R \* 观介 更 4 と解 3 de: 是題 t R

李 糖 D. 0 R 鹿 6 如 無 勉 在 3 9 8 4 B 13" 4 6 27

西九 係の = 0 提 Nº 0 と初 力 4

の思奏三 醉 灰 B 此 3 \* 失 De. 英 8 0 刊起 0) 春 2 水光 立年夫を包合

七府 しさ K

4: A は様又た 0 12 罪規表き 時定為 抗日人 富立尼 € 9 3 中高法 五門人 V M て存 がは聴 6 4 10 4 45 5 3 3. E

12 は e 4 2 5 在在

四 NA 五九四條條 0 思見 火 剱 拉米上 てれを適用 12 鬼 0 办 0 决 の自 也 K ä. 九 彼 洪大十條鄉 55. 爽祖客及

三 カ 雪 = 西田 う、「管釋宣用原 + 馬台 を除 第二年 对 日朝野 P の親州の出知が の祝行衛子 2 コなか 秦却 20 14 2 与野飲 = 16 K ū その幼 條陽

3 松寒包 × 外 為 7 決定在 1/2 D 花物をす D.

其三 探三而五十 西五十 2 四樣 巫族 人句 放告 田 R 対レないない の法史 or 狸 桁 人又 2 日 拉保佐 0 理 老 山 0 0 カ、扇 果 故告 N. 西 9 E K 72 き日 7 4 0 发解 尼米 0 橋求 #

L

R

者や

. 被击

0

n

4

する

K

ボ

0

上

牌

决

対

2

8

题 苗 五條 原塞 E 2 ひるれ 雅 人人 山 米膜 枚告 0 R 0

在 梅 育 A Δ 十大块 × 條 上新 顆 三座 0 成門 上龄正、 0 初一相 被古人 北村 0 明 2 2 れをする 6 九意思 2 四次 X X 6 てるれをすることができ 都会を改 当な

上游をし

たとき

Rt.

減州の

全

-60

対して

R

のとみな

被告 拉學 1 二條 性 上版 の放棄又 12

10 15 P. 无故 表 0 2 判は 状 取 养 KFR 好 左 俊 丰 丰 准 9 9 = 上二百 群上五 \* + 吐 21 80 育 に魔鬼 Z 敬 0 題 定 看花 K 10 茶田による被告 D 3

取 舜 0 10. 惠 R. 日鄉 规 出 K R 提展 L D 起 斯 0 界 2 元 五 五 å

野し 枕 をは

=

. た 同 沃 哥 定 6

780

完 撰 8 0 寸 調 8 3 1 2 药 四 原 恐 觀 小 例 比例 は ほ 披扇 也非三 40 比 税 对 定 9 7 8 8 张 在 \* 5

被代 こ長訴 期表 育起 在日本日期 紅 訴 数 8 土 10 6 3 3 D 又も申 はの土 パロ東 進士 壮

更作 10 人はこの頭 辉 4 17/2 上好程

臣七 4 斯 TE 2 鉄

住民在表前折 在人人 课 春 裁 そ 残 しな T IT D 11 3 I 4. 人 平 4 旅 颗 齊

証

6

短添所 k 雅 a a 0 5 4 平 0 日光 妆 森 官台 2 12 1 12 井被控 人辉 力麻 珠意

凝 91 8 35 州 決 K 篇 斯 L

公惠 を断 此名 2 2 4 け 挺 寝 2 E 孔频断 15 0 0 12 及理中 6 0 立 MI D 日 祖 を 摘 11 2 11 水 11 2 3 \$ 事心 5 ほ っ種 井 で新 七 流 0 意 782

陕 力

九一比 灰练厅 明白 放放 す気か 4 火 E. # 12 E 西山 6 てを寄い 理数ち かり由于か お強と説い るかしにか て、油 七避粮食 を報講の 宿じの豊 十 进 中 页 的立创 上 11 年 万 TRACT 百百萬十 も事会の D 要 K 選 をでは東 最为 - 01 用う模判 して新兴

野旗 中日 文 聚 6 B R 2 K D 江 號 N 控例 家 决 應 15 党 勒 唐 取 \* 10 施 处 Ł 世 明 0 4 赛 か B+ 5 明

781

2 2 やは

2 12 首外 を る政規 理及三29日 超 10 二 指 E 丁 短 校 010 EK 20 R . E 11 8 C 事り 3 % 平大 C 4 36 ) 根书 1 感以明 18 0 4 光 彩 \* 6 100 2 K 70 俠癖 书北 母 校 如 农市 正原 中州 6 きが ある

11 1 4 功许 立な人る 3 級 + 果 9 由か祭と K 101 D 8 器 n 3 製 00 8 D . C 2 日路井 松多 **外** 5 花帖 應双馬 意 th 0 8 原て 前 我前 E K 州二 玻 北新藤瀬 を に に を 機与規 坊 1) 定 すてすす ō 取 6 3 こり 夜

8 為白外会に輸 E 是 % 11 0 晚 お後 被も列 (1) 生 C 0 5 2 前男 東日 k 3 阿 \$ = 3. 惊 W 度定する 技術申出の 理由

0 RE 事七 山の # 章 上 矣 2 6 のす 报 卷 の料 果 \* 瀬を精り 寒 なけ るは とからなりなりなり

かのの E 應 1. 扇 を書い生 マ東東マ

R

8

0

K

4

在訴揮克告

a

帯 E 8. 4 1 0 4 粮 a

6 塔 34

州井 四. R 1 中土 0 4. 北 4 4 七 B 至

格

0.

前

H

由 九 株 左 理 整 12 0 4 K お投え事も 彩 探火 粒 E 0 し葉 3 3. 3 4 14 ななけ k # 5 1

訴應意 2 株 岐 步律項 類 周 = 3 克 KK 從選 原七 T な陳明的所给し 0

推 12 件 2 整 申 3 立 0 0 焼 抽 レ明 ならか 2 1 恩 = ďi. + 4 終月 五年三五八

= a 0 12 塊 定す なり K 放 5 用法 3

\*

條 整 状

2 DE. 瘦 12 差 旗 査 2 竹

784

783

搁夜節 E A 12 8 H. 花 3 西 12 銀馬 明於 阳 规 8 0 栎 3) 20 江 春モ 鞍 Br 0 K T 3 M 矣 上は K. 0 T 3 5 利取口は 150 ~ 0 を 公 職 2 # 定 + \* 报 牌. 65 場 0 2 2 市 で 三 不 万 類 百 西又は k 3 奏する C \* かし 20 + 9. 0.0 71 12 FIL 栋 火 13 映 芝 77-艺 寒 影 祖 5 版. 取響 4 B 5 91 2 8 37

爱 卷 12 師 + 英 州 州 日かり 3 00 E 2 3 10 00 0 0 4 3 る一般 极 第 911 祝 换 办 州の量定 K 影響

4 裁 易 -項判 項 州 0 折 劃 裁 数 12 -74 例 所官 合 8 機 E 定 は 体 赦 it 0 ė 模 城 嶱 k 光 R R 0 10 D. 極限 10.00 the. 3 4 は 有 3 4. 8 垣 龙 方 0 筹 截 A 11 化 折 垃 床 受命裁判官 数なく

T -0 = 項 5 是 K よう 駅 類 映 島 8 在并慶

4 3 被

m 七 张 母 2 更し 歪 2 際 17 E 益 百里五百 八古人 十五 4. = 6 = 存ない 乐 农 ck 衣那三百八十 三條に規定する事由 三百八十 三條 比規定す

2

12 傷 はの気 0 R ちの風 96 m 克 0 楽 2 なけ 此以明 5

4 8 N. 東班斯 定 5 R 25 埼 4 11 確 10 M 11 T 破 0 U 及學 改 L 2 春 Ł B 0 五块 梭北

又 壮 M 10 五再 上酶 特易 次 合 发化 C 31 再い例 0 塘 花 朱 载 郑州 析 R 计は

= 0) 左場 -旅火卷 炎萬 展 本 更 文化 双基 在州蓝 夢を = 1 6 3 5 8 = 1 \* 十月 北北北 條 50 つ 群 B 13 - & r 浸 毕 100 際 5 12 地皮 九

Nr. さ、真 R b 共洪 矣 你 者 50 D E 前め 2 20 . 死 在 t 0 幣 求 义 Db-放 R 流 R 牌 贵

786

\* 40 ò 15 0 800. 題 半樓

2 R 力 18 连 裁

m. M 79 8 州 数 列 45 州 加 0 管聽 世 中 尾公多 M 8 香め 发化 かを M 項 平此 0 恋 浬. 12 E い海 华丽 て会 ¥ & 夹廿 のない 20 2

~ 利公田 18. 0 州 香 前、 二般 大 刺除 猫 - 2 簡器 to 歲 州 色 十 所 四 田 世 校察 その問 曹 力 塘 8 吐 料 K 処 料 会 + \* 幣 Ł OF BY 5 5 3.8 3. 0. 0 10 あり K

寒 成 子 百 2000 大 供 石 + 4 乾 臣 龄 WO. めり来 10 よろ 期 K B 少平な 味 4 既 2 HE 事此次 K; 2 200 EA T 乾頭衛 E 異機 K 2 194 63 2 T 遊除 具機 常り 6 2 思被 204 4 在周疑 11 K 看 # か災に Ti) k n a うなし 0 40 か列 もきあ 確受 西 6 8 b it a 4 0 时 2 8 山 州 略

2 17 はな 5 BS 在本 い手 明らかに

X, 赖 2 訴 D 世紀 Ł PI 野比、 종 酚 0 敢

凯

以

0

15

107

BS.

41

前 元 卷 2 A T 在 6 2

2 0 0 il 五 相あ断 35 7 7 いせの の事 \$ 00 8 15 k 30 易命科会 £ 0 古 と

-换 \* 唐 は 水 節を 悉 100 け現る前祭 かき 在史前一 足 班 旅 B 題者 10 0 8 8 光る 3 起江 子 袋 42 8 10.00 壮前原 とうは 又連及して略式 788

第一日列を 进 B = Q = E 項 22 15 规 x 16 利田 ちに検察官

四三次发 の定界 装 期場 0 館 は 度 0 18 0 通 三 3 10 0 外七 命 臣 旅 表本目の 起のが発 のおする。 趣

野田間 せ 戦 西原形の機 易以 女校 前式 K 合機様とす知 12 報告前期の 61 6 晚 定上账 5 3 本 新公路もまが北つ 皇東 AD. なは郷の鬼 5 5 J m 5 0 7 2 5 5 6 0 7 2 5 5 上記古世盛逝 0 はつで せか効力を失う。 既式命令が悪

787

ki 0

聪 3 K 五日か m 4 6. 0 + \* 四東 H 施以 n PR. K ER 出出 数令 刑 0 84 端水 7 T 2 3 州 8 8 2 % 上 琳 か強

正 光 W. 裁 判列五 東のの最新 京吃 12 告 32 8 以內

192 17 X 2 数 九 名 進 碗 係 知 5 5 果 式け 2 我们 楚 上地 3 K 新ら 日本 凝 判 所は、 た我 71 搓 所 80 2 10 書 剪 10.00 b 支 検 本官又 te 17 d d No. 式 命令 4

w a 11 (1) 米 0 联 30

28 66 排 を準用 4 -6 -\* 七 十一株果 23 是 B 4 21 + R A 大小病 + 8 A 旅港 0 16 思智 走点 9 + 也 正族 Mi. 我棒 州 -力 强 新五 米 1 R 24 壮 根 \* b 16 取五百 R 2 + 11 儀 7

夢 1 = 换 燃 班 無 纸发 2 a # 0 力戦 47 智教行 0 15 苦七 被 种 止金 9 1 8 17 14 及 哥 在也料 N D1 E 0 利 跌 W 0 て 就 左 19 0 407 \* 街 Dr 3 1 17 20 かを光に 3 世

b 8 地方 検察介の を裁判 於察 所 10 官 対力 の奏 4 神に 檢 本 察 20 方の 极 粮 17 島 と帝 8 2 北 は する 剂 0 2 8 Ł 裹 101 \* 0 혓 3 竹 0 E ti の現在地を整

0. 現行 X 44 虞

哥 6 3

大 西塘

父の座形 12 K 4 かて経 验 费 t. 十年 8 果 土力 又石 tt 2 型 15 弟 不 1 期 くは 不生 具 T 0 3 虞 世水 K 2 gr. 墓 裸

子外相州出更平 口世親後教 と又行 碗 獲丁

OKBAC 蔡 物图页 五也 3 1 様す る親英 か W Ł

九七 0 D # Ł

2 題作 摄 双 耳 上便 当な 加力 6 3 3 US. 口者 10 白州 c # は か 検察官 # P 0 % 成め 今 此 0 0 定 事

納 × 節車に

790

789

A L 新南 世 剪 71 Gi. 80 独 000000 調点

C 18 - 0 E B 2 R KO · L 保て ER 五十 9 8 成 多 五任 決趣 0 4 利臣 事郷飲造を

类 **剪典祖書** 城は 事 別 が は い かよ 為 恋 3 规 での法断公 法山 世 生 度 E あいて、同 よつてした 8 4 选 坊 けない 0 からない 7 城遊 ST. 於于城で新法セニルの相当する理定分 打開 に生いる事項にも適用する。 100.

正式裁判 の端水をしむ事 とみなす 丹口断 法地行後にその 取下 0 きも b の訴訟費

て前

0 强

戡

0

C 8 3.

部

又

4

ない

12

中

立

0 0

出の方 3 14 2 湯 大! !! 部が費用 施奈 かられ 水管 8 以不 完排 便至 本方

791

双

0 取新 0 战兢兢 比粮 2 17 12 11 0 は事で 新には 成疫斯 地斯 被 行殿遊 後意行 も帯機 0 3 亞 差 多常 2 川湖 进 期 长 原を 前 三级 0 西城 两 九七日 十 を も も あ は 件 那 - 校 原真 祖裁州 の境定を適用す 总

有法 る。近世代 超打 か 被 め 或 前 方 表 等 表 す BKKOK を対感頭師 4 あってきのできった 20 2 斯平斯 E 0 10 あて RO. 2 提前の

お英 泉宮 5 0 をおら 式 為 6 4 七九 整心女 数 を検 40 0 H -とを香けてい 25 堪 四年前 40) 0 5 とについた 次の現実に こいては、こ 現実とかなると

792





